

第1回消防機関における新型インフルエンザ対策検討会 次 第

日時：平成20年6月30日（月）

13時00分～15時00分

場所：三田共用会議所 2階第2特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

総務省消防庁審議官 原 正之

3 構成員紹介

4 座長選出

5 議 題

- (1) 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会の目的
- (2) 消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定に向けて
- (3) 新型インフルエンザ発生時における救急搬送体制のあり方について
- (4) 今後の方向性及びスケジュールについて

6 閉 会

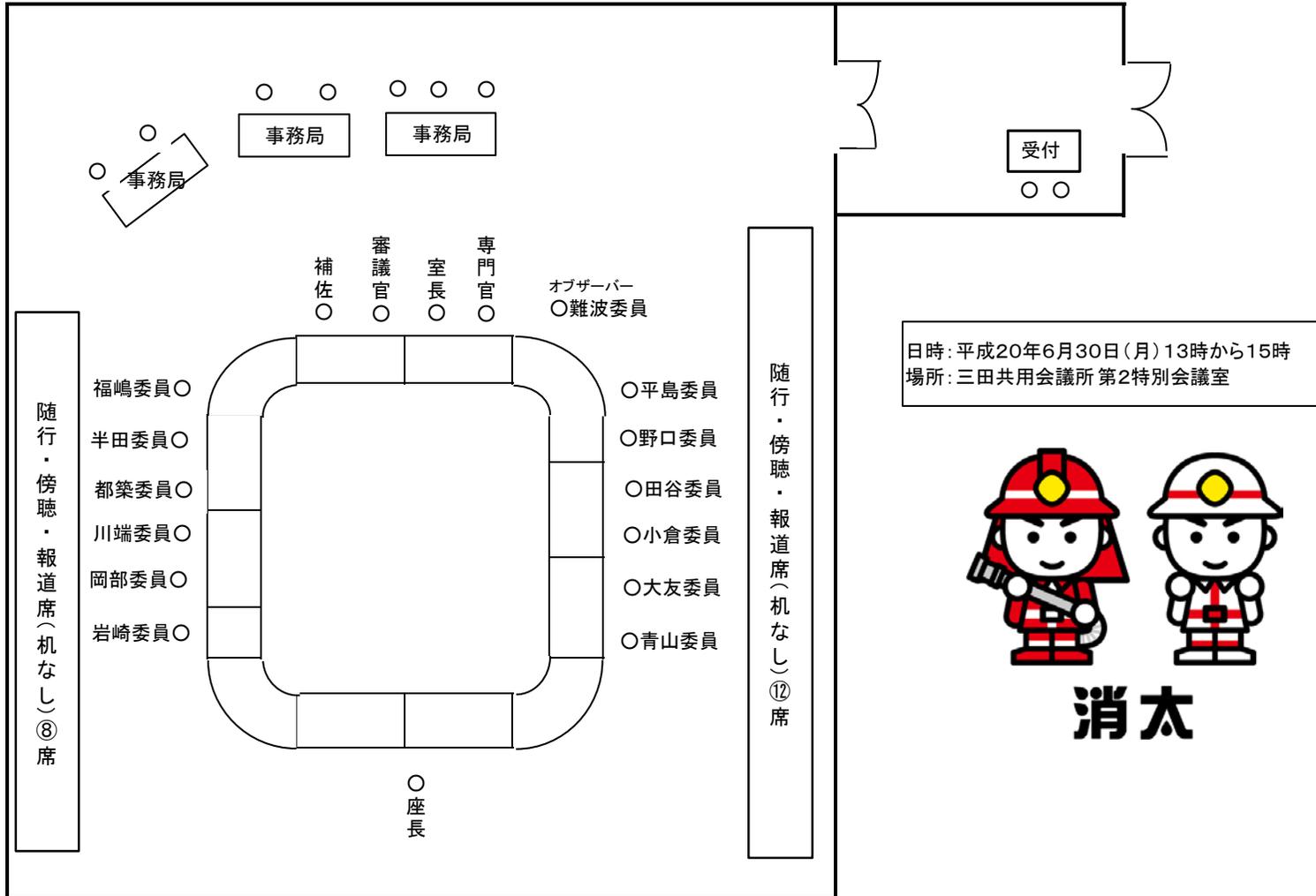
【配布資料】

- 1 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会構成員名簿
- 2 資料1 消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定に向けて
別紙1-1 新型インフルエンザ発生時の状況シナリオ（一例）
- 3 資料2 新型インフルエンザ発生時における救急搬送体制のあり方について
別紙2-1 新型インフルエンザ発生時の患者搬送に係る想定例（案）
別紙2-2 新型インフルエンザ感染患者の救急搬送に係る留意点について

【参考配布】

- 1 「消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練 訓練総括と今後の方向性」
- 2 新型インフルエンザ対策に関する現況調査結果
- 3 新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」（抜粋）

第1回消防機関における新型インフルエンザ対策検討会 席次表



消防機関における新型インフルエンザ対策検討会 構成員

(五十音順・敬称略)

- 青 山 充 (茨城県保健福祉部保健予防課長)
- 岩 崎 齊 (千葉県総務部消防地震防災課長)
- 大 友 康 裕 (東京医科歯科大学大学院教授)
- 岡 部 信 彦 (国立感染症研究所感染症情報センター長)
- 小 倉 松 夫 (成田市消防本部次長)
- 川 端 信 正 (日本災害情報学会事務局長)
- 田 谷 聡 (一橋大学大学院法学研究科教授)
- 都 築 勇 次 (常滑市消防本部消防署副署長)
- 野 口 英 一 (東京消防庁救急部長)
- 半 田 和 雄 (和歌山県危機管理局消防保安課長)
- 平 島 昭 (大阪市消防局救急・情報通信担当部長)
- 福 嶋 賢 司 (福岡市消防局警防部長)

(オブザーバー)

- 難 波 吉 雄 (厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室長)

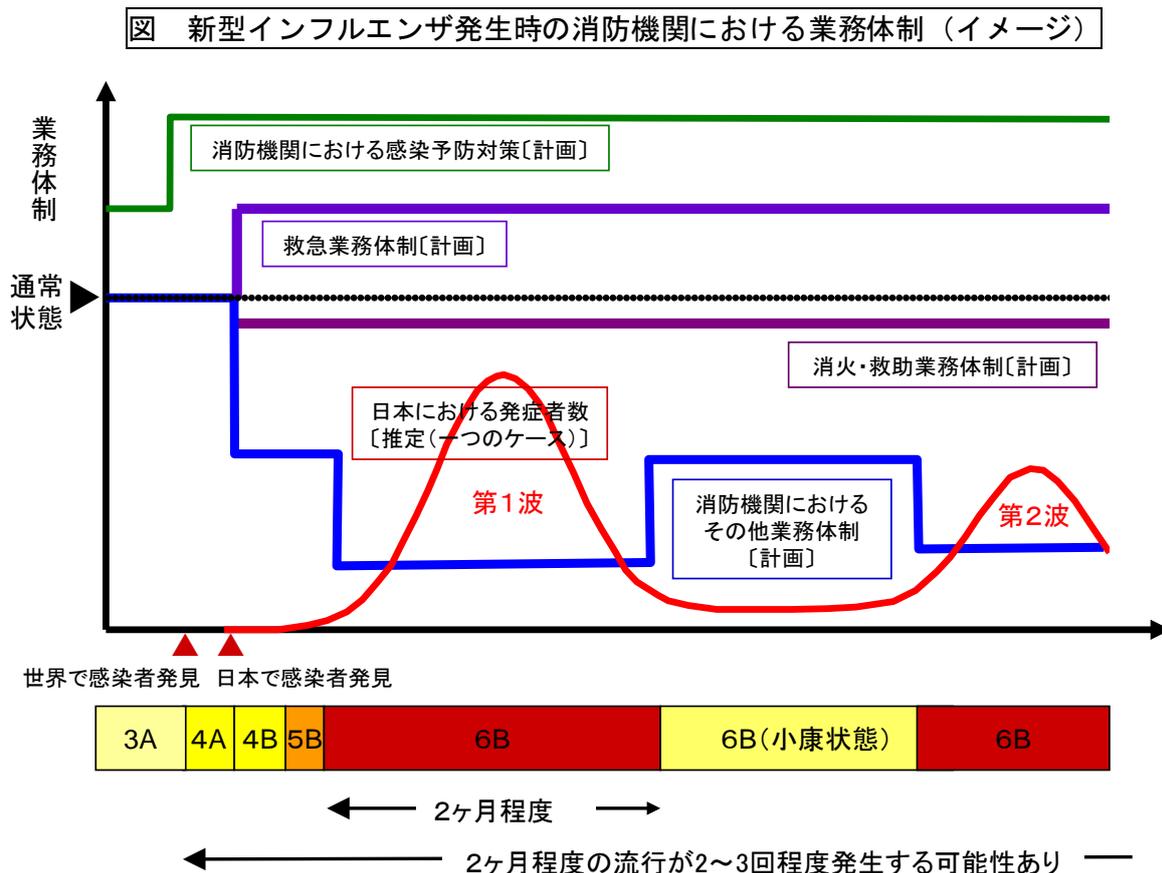
資料 1 消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定に向けて

2 業務継続計画ガイドラインの構成（案）及び検討の手順

（1）業務継続の方針（案）（業務継続ガイドライン（案）1. 2）

消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定にあたっては、次に掲げるような業務継続の方針（案）に基づき、優先継続業務の選定を行っていくこととする。

- ・ 消防機関においてはフェーズ4 Aで感染予防対策を開始する。
- ・ フェーズ4 B以降、救急業務体制を強化する。
- ・ 全てのフェーズを通して、消火・救助業務体制は維持・継続する。
- ・ その他の業務は、フェーズ4 B、フェーズ6 Bで段階的に縮小する。
- ・ 消防本部内で流行した場合の業務・人員体制についても立案しておく。



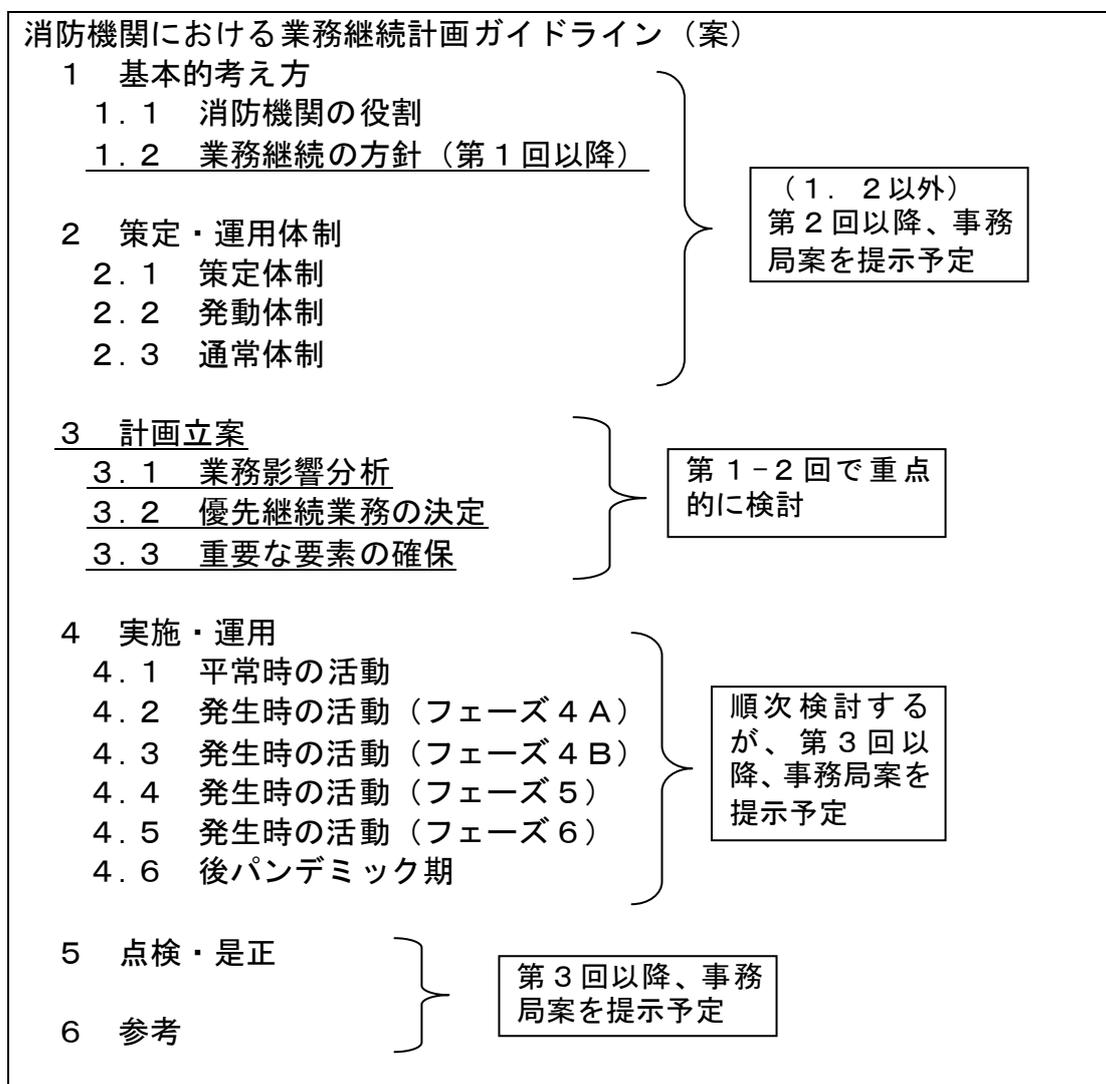
（補足）新型インフルエンザ発生段階（フェーズの考え方）

- 0) フェーズ3 A 国外において、鳥-ヒト感染が認められた場合（現在）
- 1) フェーズ3 B 国内において、鳥-ヒト感染が認められた場合
- 2) フェーズ4 A 国外において、（小規模な）ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 3) フェーズ4 B 国内において、（小規模な）ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 4) フェーズ5 A 国外において、（中規模、複数の）ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 5) フェーズ5 B 国内において、（中規模、複数の）ヒト-ヒト感染が認められた場合
- 6) フェーズ6 A 国外において、感染が拡大した場合
- 7) フェーズ6 B 国内において、感染が拡大した場合（パンデミック期）

(2) 業務継続計画ガイドラインの構成 (案)

消防機関における業務継続計画ガイドラインの策定に向けて、第1回及び第2回の検討会においては、「業務継続計画策定のため早急に検討・準備すべき事項」をとりまとめることとする(中間とりまとめ)。

業務継続計画ガイドラインとしては、概ね次のような構成が考えられる(全体像)。



(3) 検討の手順

本検討会においては、特に、第1回及び第2回の検討会における議論を通して、新型インフルエンザ発生の初期段階であるフェーズ4Bに備えるため、業務継続計画の策定に向けて消防機関において早急に検討・準備すべき事項を取り急ぎまとめるとともに(中間とりまとめ)、業務継続計画ガイドライン策定に向けた各論点について、順次検討を進めることとする。

3 業務継続計画ガイドライン策定に向けた主な論点

(1) 優先継続業務の選定（業務継続ガイドライン（案）3. 2）

- まず、新型インフルエンザ発生時に消防機関において継続すべき業務を選定することが必要である。

業務継続の方針（案）（再掲）

- ・ 消防機関においてはフェーズ4 Aで感染予防対策を開始する。
- ・ フェーズ4 B以降、救急業務体制を強化する。
- ・ 全てのフェーズを通して、消火・救助業務体制は維持・継続する。
- ・ その他の業務は、フェーズ4 B、フェーズ6 Bで段階的に縮小する。
- ・ 消防本部内で流行した場合の業務・人員体制についても立案しておく。



優先継続業務選定のポイント

- ・ 救急業務は、需要が増加すると予想され最優先で継続すべき業務とする。
- ・ 消火・救助業務は、通常どおりの体制を維持・継続すべきである。
- ・ その他の業務については継続の必要性を判断する。
- ・ 優先度の低い業務に従事している職員は、救急業務や消防業務へシフトしたり、消防機関内での流行に備えて自宅待機したりすることなどを検討する。

消防機関における業務の優先度区分（案）

優先度	内容
S	フェーズ4 B～6の間、強化する業務
A	フェーズ4 B～6の間、通常維持する業務
B	フェーズ4 B～6の間、縮小する業務
C	フェーズ4 Bで縮小、フェーズ6で停止する業務

消防機関における業務の優先度付け（案）

区分	業務	新型インフルエンザ発生時に 想定されること	優先度
			事務局案
消防長	局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること	全体統括	S
次長			S
総務 関連	局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること	人員計画、職員の感染予防対策	A
	関係諸機関との連絡及び渉外並びに消防広報に関すること	衛生主管部局との調整、消防団への周知・連絡、市民への広報（不要不急の救急要請を	A

		控える等)	
	局の所管する施設に関する事(通信施設は後掲)	局施設内における感染防止対策の強化	S
	被服及び燃料に関する事	被服の洗濯、燃料の確保等	A
	消防機械器具その他消防装備に関する事	個人防護具の整備、器具の消毒、資器材確保等	S
	他の部及び学校の主管に属しない事		C
予防 関連	火災予防に係る企画及び調査に関する事		C
	防火、防災意識の高揚及び普及啓発に関する事		C
	消防対象物の査察、違反是正、防火管理その他火災予防に係る規制及び指導に関する事		B
	自主防災組織等の育成及び指導に関する事	自治会等を通じた住民への周知・広報等	C
	建築確認等の同意及び指導に関する事		B
	前各号に定めるほか、消防法、石油コンビナート等災害防止法、火災予防条例その他火災		B
	予防関係法令等の施行に関する事(ただし、他の部の所管に属するものを除く)		C
警防 関連	消防力の運用及び警防施策の総合的企画に関する事		B
	火災原因及び損害の調査に関する事	火災原因及び損害額の調査	A
	救助業務に係る企画及び調査に関する事		B
	航空消防に関する事	航空隊の運用	A
	警防体制、警防活動及び警防業務に係る計画に関する事		B
	災害現場の指揮及び活動支援並びに現場広報に関する事		A
	消防相互応援に関する事	消防職員が大量に感染した場合の広域応援等	A
	通信施設及び電子計算システムに関する事	通信施設及び情報システムの保守等	A
	指令管制業務及び通信体制並びに情報施設の管理に関する事	指令業務への対応、衛生部局への連絡調整等	S

	救急医療情報の収集に関する事	発生状況の把握、搬送先医療機関の情報収集等	S
	非常警備及び職員の非常招集に関する事	人員計画等	S
	火災警報に関する事		A
	救急業務に係る企画及び調査に関する事	衛生部局や医療機関との連絡調整等	S
消防 学校	消防職員の教育訓練及び教養に関する事		C
	防災研究及び消防用設備の研究開発に関する事		C
	危険物等の試験及び鑑定に関する事		C
消防 署	署内の庶務に関する事	感染予防対策、人員計画、飲食料や消耗品確保等	S
	消防隊の運用に関する事	消火業務	A
	機器の運用に関する事	機器の整備	A
	救急隊の運用に関する事	救急業務	S
	救助隊の運用に関する事	救助業務	A

(2) 業務継続計画策定のため早急に検討・準備すべき事項(案)

① 人員計画の検討

- 新型インフルエンザ発生時、救急業務体制を拡充しつつ、消火・救助業務体制を維持するための人員計画を立案している。
 - 非常用救急自動車及び救急隊員有資格者を活用した場合、どの程度救急業務の拡充が可能か把握している。
 - 「消防機関における業務の優先度付け」を踏まえ、事務業務に従事する人員をどの程度縮小し、優先業務に振り分けることが可能か把握している。
 - 消防機関内で新型インフルエンザが発生した場合に備え、3交代制を2交代制に変更するなど、勤務シフトの組み替えを計画している。
- 消防機関内で新型インフルエンザが流行した場合、他の消防機関からの応援体制についてあらかじめ取り決めている(特に、離島・へき地などで有効ではないか)。
- 新型インフルエンザ発生時に、指導医の確保が確実に行われるよう、平常時から新型インフルエンザ対策について指導医と協議している。

② 確保が必要な資器材等

新型インフルエンザ発生時において消防・救急業務に必要な資器材等を確保できるように、あらかじめ必要な資器材を洗い出し、対応を検討しておくことが必要である。

- 消防・救急業務に必要な装備・資器材等をリスト化している。
- 新型インフルエンザ発生時に確保が困難になると予想される装備・資器材等を抽出した上で、これら資器材等の備蓄量を増やす、または調達先の事業者が新型インフルエンザ発生時の操業をあらかじめ要請する等の対策を講じている(大流行が2ヶ月以上続くと考えられており、この間、一般の事業者は休業する可能性がある)。
 - 燃料の供給についての対応ができています。
 - 救急車で使用する毛布等のクリーニングに対応できる業者を確保できている。
 - 隊員服や宿直用寝具等のクリーニングや消防機関内での洗濯について、対応方策を決めている。
- 新型インフルエンザ発生時の医療廃棄物処理について、処理事業者とあらかじめ調整を行うとともに、廃棄物の保管方法等の必要事項を取り決めている。
- 保存食料を備蓄している。

③ 職場における感染防止対策

新型インフルエンザ発生時において、消防機関内で実施する感染防止対策をあらかじめ決定する。

- 季節性インフルエンザの予防接種を必ず行っている。
- 平時よりマスク着用、手洗いを励行している。
- 新型インフルエンザ発生時は、職員の体温管理を行う（出勤時に体温測定等）こととしている。
- 職員の通勤手段、公共交通機関の利用を避けた場合の通勤時間などを把握している。
- 濃厚接触とならないよう仮眠室におけるベッド配置を見直すなど、消防機関施設内部の感染防止対策について取り決めている。
- 職場における体温測定の実施や消防機関施設内部におけるマスク着用など、個人の感染防止対策についてあらかじめ取り決めている。
- 職員の家族に感染者が発生した場合の職員の出勤の要否にかかる判断基準を設けている。

④ 増大する119番通報への対応と市民への周知・広報のあり方

- 新型インフルエンザ発生時（フェーズ4 A段階以降）の発熱相談センターなど各地方公共団体が設置する相談窓口との連携体制を確認している。
- 2次感染防止及び救急需要対策としての市民への周知・広報体制を確立している（消防団及び自主防災組織を通じた周知・広報を含む）。

⑤ その他

- ・国際空港、国際港周辺の消防機関は、水際対策への協力体制を確認しているか。
- ・国内発生した場合、消防機関で行った初動対応につき迅速に上位機関に報告する体制が確立しているか。
- ・関係機関との連携体制の確認は行っているか。 等

新型インフルエンザ発生時の状況シナリオ（一例）

フェーズ進展		4 A	4 B	5 B	6 B	フェーズ6 B小康状態
■感染状況	□感染状況	—	国内でヒト-ヒト感染が発生、感染集団は小さく限られる	国内でヒト-ヒト感染の大規模集団発生が見られる	国内で急速に感染が拡大	—
	□欠勤率（全国）	通常	数パーセント	10% ★消防職員にも感染者が出始める（プレパデミックワクチンの効果が限定的な場合、以下同）	20%~40% ★感染ピーク時には40%程度の欠勤率となる（地域毎にピーク時期は異なる）	数パーセント
■医療機関	□対応措置	国際空港、国際港周辺の医療機関では、水際対策への協力を開始 全国の医療機関は、資機材準備等	感染症指定医療機関における治療、疑い患者への入院勧告（患者隔離）、患者への抗インフルエンザ薬投与等 ★保健所、医療機関等への問合せが急増 ★各医療機関には抗インフルエンザ薬を求める市民が殺到 ★マスク不足	→ ★保健所、医療機関等への問合せが急増 ★全国各地で患者・疑い患者・薬を求める市民が殺到 ★各地域で医療機関のリソースが不足 ★医療用医薬品、O T C医薬品等の不足	全ての医療機関において患者への診断・治療を実施（患者の隔離は実施しない） 入院措置の緩和（重症患者のみ入院） 患者への抗インフルエンザ薬投与等 ★爆発的に需要が増えるため、医療機関のリソースが追いつかない状況 ★感染ピーク時にはスタッフ不足により、一時的に業務が中断する可能性あり（地域毎にピーク時期は異なる） ★医療用医薬品、O T C医薬品等の不足	通常の体制に回復（感染症指定医療機関における治療） 業務体制の立て直し ★欠勤者の復帰 ★医薬品等の不足
	■消防機関	□消防指令	通常業務 プレパデミックワクチンの接種	指令センター体制の維持、業務継続（通常の編成） ★119通報が増加	指令センター体制の維持、業務継続（臨時の編成、例：4交代制→3交代制等） ★119通報が急増 ★指令センター職員にも感染者が発生、臨時編成必要	指令センター体制の維持、業務継続（臨時の編成、例：4交代制→3交代制等） ★119通報が急増 ★指令センター職員にも感染者が多く発生、臨時編成必要 ★感染ピーク時には活動不能なチームが発生（地域毎にピーク時期は異なる）
	□救急	通常業務 （※国際空港、国際港周辺の消防本部では、水際対策への協力を開始） プレパデミックワクチンの接種	新型インフルエンザ症例（疑似含む）の搬送 →感染症指定医療機関への搬送（新型インフルエンザ対応隊員・救急車による搬送） 救急隊員等への抗インフルエンザ薬の予防投薬	新型インフルエンザ症例（疑似含む）の搬送 →感染症指定医療機関への搬送（臨時の隊編成、予備車の活用） ★搬送患者の急増 ★救急隊員にも感染者が発生、臨時の編成必要 ★燃料入手困難（ガソリンスタンドの閉鎖） ★消火用資機材（ポンプ等の消耗品）の入手困難	新型インフルエンザ症例（疑似含む）の搬送 →一般病院等への搬送（臨時の救急隊編成、予備車の活用） 患者状態によるトリアージの実施 ★搬送患者の急増 ★救急隊員にも感染者が多く発生、臨時の編成必要 ★感染ピーク時には出場不能な救急隊が発生（地域毎にピーク時期は異なる） ★燃料供給の機能低下（ガソリンスタンドの閉鎖）	隊編成の建て直し、資機材の再整備 ★欠勤者の復帰 ★資機材の不足
	□消防・救助	通常業務 プレパデミックワクチンの接種	消防・救助体制の維持、業務継続（通常の消防部隊編成）	消防・救助体制の維持、業務継続（臨時の消防部隊編成） ★消防部隊にも感染者が発生 ★燃料入手困難（ガソリンスタンドの閉鎖） ★救助用資機材（クリーニング品等）の困難	消防・救助活動の継続（臨時の消防部隊編成、消防署間の部隊と消防車の融通） ★消防部隊にも感染者が多く発生 ★感染ピーク時には出場不能な消防部隊が発生（地域毎にピーク時期は異なる） ★燃料入手困難（ガソリンスタンドの閉鎖） ★消火剤等の資機材（消耗品）の入手困難	隊編成の建て直し、資機材の再整備 ★欠勤者の復帰 ★資機材の不足
	□組織運営全般	業務の制限・縮小を検討 職員の健康管理を徹底 感染地域への出張制限 連絡体制強化 資機材準備 市民への注意喚起等	一部業務の制限・縮小（研修等の中止） 職員の健康管理を徹底 職員の感染予防対策（手洗い、マスク等）を徹底 ★マスク、消毒薬等の資機材不足	業務の制限・縮小（業務選定表に基づく） 欠勤者の増加にもなる業務体制の見直し 職員の健康管理を徹底 職員の感染予防対策（距離の保持、手洗い、マスク等）を徹底 ★消防職員の中にも感染者が発生 ★学校休校にともない欠勤者が多く発生 ★マスク、消毒薬等の資機材不足 ★通勤手段の確保困難	（フェーズ5 B同様） ★消防職員の中にも感染者が多く発生 ★学校休校にともない欠勤者が多く発生 ★マスク、消毒薬等の資機材不足 ★通勤手段の確保困難	感染予防措置の継続 各種復旧業務の実施 業務回復 職員の健康管理、感染予防対策を継続 感染予防資機材の再整備 ★資機材の不足
	□施設管理	—	施設内の換気、消毒等を徹底 ★マスク、消毒薬等の資機材不足	施設内の換気、消毒等を徹底 庁舎入館者管理の徹底（来訪者のマスク着用指示等） フロア毎の立ち入り制限等 ★施設内で患者発生、消毒・接触者隔離の必要性等	→ ★施設内で患者発生、消毒・接触者隔離の必要性等	感染予防資機材の再整備 ★資機材の不足
■社会対策	□地域封じ込め	—	＜発生地域＞外出自粛、移動制限、抗インフルエンザ薬投与等を実施	＜発生地域＞地域封じ込め措置を解除	—	—
	□プレパデミックワクチン	製剤化開始 既完成分を医療従事者等及び社会機能維持者に順次接種	□ □ →			
	□パンデミックワクチン	株の特定等 鶏卵等の確保ができ次第、順次生産開始	□ □ →			
	□集会活動、集客施設	通常	＜発生地域＞不要・不急の集会や興行施設の活動自粛	→	＜全国＞原則全ての集会や興行施設の活動自粛	集会活動等の再開、業務回復
	□学校	通常	＜発生地域＞臨時休校	→	＜全国＞臨時休校 ※全国的に臨時休校措置を取る可能性あり（行動計画ではフェーズ6 Bで実施との記述）	学校再開
	□社会機能	通常	通常	→	社会機能の維持（ライフライン、食料・日用品供給、金融、通信、物流、公共交通等）	社会機能の回復
■市民行動	□市民行動	通常	＜発生地域＞外出自粛 ＜全国＞手洗い・埃エチケット・マスク等徹底	→	＜全国＞外出自粛、他人との距離の保持、手洗い・埃エチケット・マスク等徹底	日常生活の回復

資料2 新型インフルエンザ発生時における救急 搬送体制のあり方について

1 救急搬送の需要想定（案）

別紙1を参照。

2 救急搬送に係る留意点について

救急搬送に係る留意点については、消防庁が本年5月に実施した「消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練」に際して、「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」（医療施設等における感染対策ガイドライン）を踏まえた上で、国立感染症研究所感染症情報センター及び厚生労働省の協力を得て次の点について、必要最小限の事項をまとめた（詳細別紙2を参照）。

本検討会においては、内容を精査するとともに、更なる課題を抽出し、対応につき検討することとする。

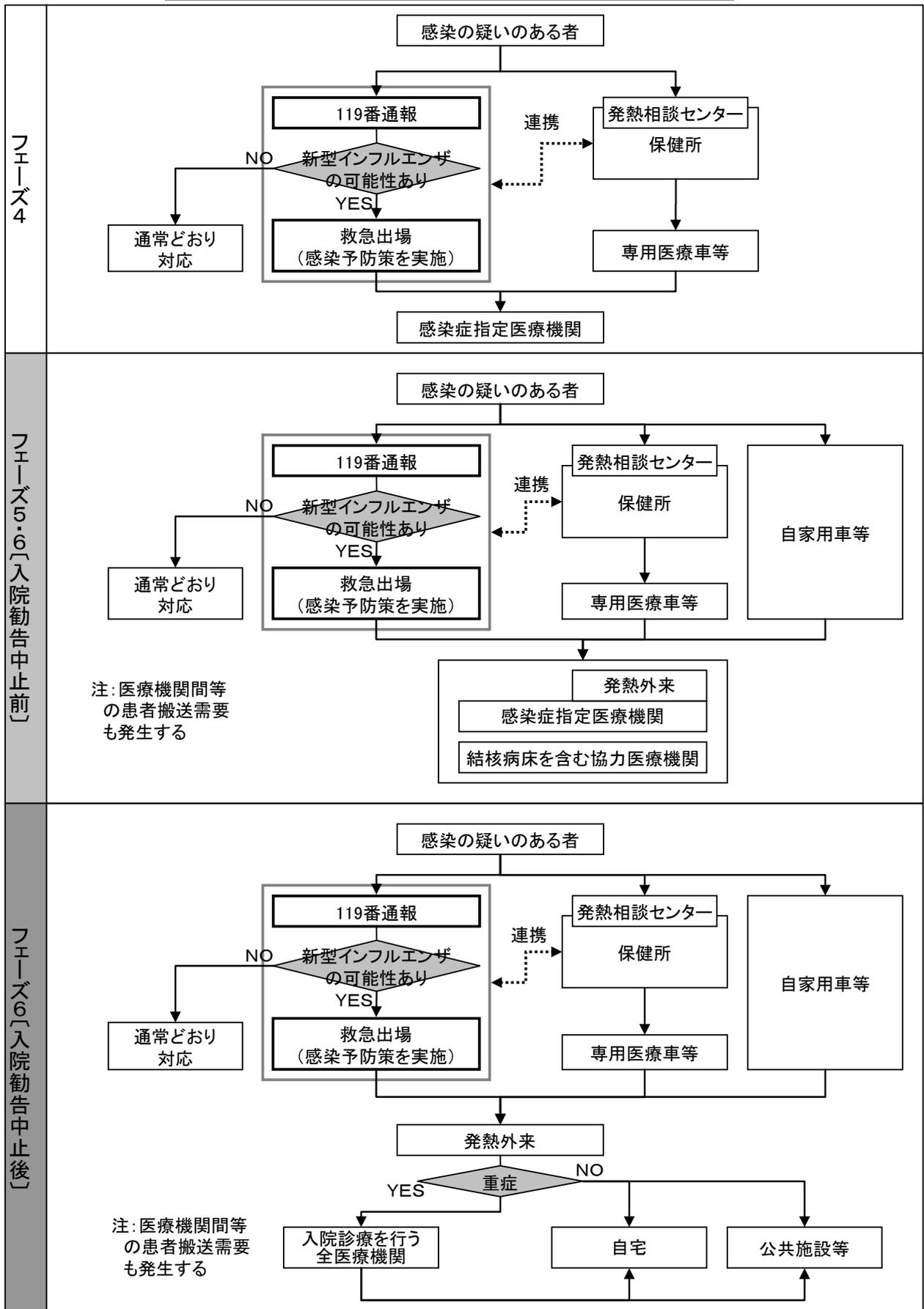
- （1）患者搬送に必要な器材
- （2）感染防御衣着脱のポイント
- （3）救急隊の対応のポイント
 - 119番通報受信時
 - 救急搬送の実施
 - 消毒
 - 資器材等の廃棄
 - 搬送に使用する救急車
 - アイソレータの使用
 - 靴カバー・ゴム長靴の使用と消毒

3 関係機関との連携

新型インフルエンザ発生時は、衛生主管部局及び医療機関との連携はもとより、フェーズが進展するにつれ、患者等搬送事業者との連携体制の確立等も有効になると考えられるため、患者等搬送事業者の活用方策等の検討を含め、関係機関との連携のあり方を整理するとともに、課題を抽出する。

- 新型インフルエンザ発生時の発熱相談センターなど地方公共団体が設置する相談窓口との連携の強化
- 消防機関と衛生主管部局及び医療機関等の関係機関との連携体制の確立
- 救急車の適正利用を含め、市民への周知・広報体制の確立による救急需要対策の強化
- 民間患者等搬送事業者の活用方策 等

図 救急搬送フロー例（新型インフルエンザ発生時）



新型インフルエンザ発生時の患者搬送に係る想定例(案)

1. 新型インフルエンザ被害規模想定

	人口 (千人)	罹患者 (千人)	受診患者 (千人)	患者内訳(上段:中等/下段:シビア)		入院患者最大 (人/週)
				入院患者 累計(人)	死亡者(人)	
全国	128,000	32,000	13,000~25,000	530,000	170,000	101,000
				2,000,000	640,000	381,000
100 万人都市	1,000	250	102~195	4,141	1,328	789
				15,625	5,000	2,977
10 万人都市	100	25	10.2~19.5	414	133	79
				1,563	500	298

※ 「新型インフルエンザ対策行動計画(平成19年11月改定)」における受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計に基づき作成



2. 新型インフルエンザによる患者発生数想定(10万人都市)

分布率	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目	6 週目	7 週目	8 週目
	6%	10%	15%	19%	19%	15%	10%	6%
入院患者発生数	94	156	234	298	298	234	156	94
(上段:週/下段:一日平均)	13.4	22.3	33.4	42.6	42.6	33.4	22.3	13.4
死亡者発生数	30	50	75	95	95	75	50	30
(上段:週/下段:一日平均)	4.3	7.1	10.7	13.6	13.6	10.7	7.1	4.3

※ シビアケース、流行期間を8週間と仮定

※ CDC Flu Surge の入院患者分布データを参考、外来者・死亡者の分布も同様と仮定

【参考】CDC Flu Surge の入院患者の発生分布設定

週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	sum
6週	12%	17%	21%	21%	17%	12%							100%
8週	6%	10%	15%	19%	19%	15%	10%	6%					100%
12週	1%	4%	7%	10%	13%	15%	15%	13%	10%	7%	4%	1%	100%

3. 新型インフルエンザ発生時には救急需要が増大

新型インフルエンザ発生時の救急出場件数は、日常の救急出場件数に加え、新型インフルエンザの発生により増加した救急出場件数が見込まれる。

(現状)

・救急出場件数(救急車・平成18年中): 5,237,716件
 ・搬送人数(救急車・平成18年中) 4,892,593件
 →10万人都市の場合、救急出場件数は**11.2件/日**

(新型インフルエンザ発生時)



[参考] 各消防本部における救急業務の現状

消防本部	管内人口	消防署数 ()内は出張所・分署数	消防職員数(人) ()内は救急隊員有資格者数		救急隊数(隊)	救急車数(台) ()内は非常用救急自動車数	救急出場件数(件) (平成18年中)	救急隊1隊あたりの平均出場件数(件/日)	救急搬送人員(人) (平成18年中)
			救急隊員数(人)						
東京消防庁	12,614,725	80(214)	17,743(5,221)	2,055	227	307(80)	686,801	8.3	626,543
大阪市消防局	2,644,961	25(64)	3,480(2,771)	550	55	67(12)	205,036	10.2	179,675
福岡市消防局	1,429,909	7(25)	1,022(897)	205	25	30(5)	57,662	6.3	50,339
成田市消防本部	124,333	4(3)	232(156)	68	7	9(2)	6,037	2.4	5,627
常滑市消防本部	53,942	1(3)	100(84)	42	4	4(0)	2,029	1.3	1,958

※管内人口は各自治体がHPで公表している推計人口(成田市は平成20年4月末時点、その他は4月1日時点)。なお東京都は個別に消防本部を持つ島しょ地域と東久留米市、稲城市を除いた人口による。その他は総務省消防庁調べ

新型インフルエンザ感染患者の救急搬送に係る留意点 について

(1) 患者搬送に必要な器材

物品	用途	考え方等
感染防止衣（上・下）	救急隊が使用 1回の搬送ごとに交換	<ul style="list-style-type: none"> ・水を通さない材質 ・ディスポーザブル ・体の前面が最も防御されるもの
ディスポーザブル手袋		<ul style="list-style-type: none"> ・水を通さない材質 ・手指にフィットするもの
N95マスク		
ゴーグル	救急隊が使用	<ul style="list-style-type: none"> ・患者由来の液体が目に入らないように防御 ・救急搬送後、消毒し再使用
ゴムの長靴	（必要に応じて）救急隊が使用	使用後、エタノールによる清拭
ヘルメット又は帽子	（必要に応じて）救急隊が使用	<ul style="list-style-type: none"> ・毛髪を隠すもの ・装着時に耳も完全に覆われるものが望ましい
サージカルマスク	患者が使用	
手指消毒用アルコール製剤	消毒	・エタノール、イソプロパノール共に70%以上
次亜塩素酸ナトリウム水溶液		
清拭用資材（タオル、ガーゼなど）		
感染性廃棄物処理容器	廃棄	使用後の物品を廃棄するためのもの
その他		

(2) 感染防御衣着脱のポイント

- ① 感染防御衣を着る。
- ② 帽子又はをかぶる（毛髪部分と耳は帽子で覆う）。
- ③ N95 マスクを装着する（鼻、口、あごを覆う）。

下側のひも/ゴムバンドを先にあごから額に持ち上げ、後頭部に固定し、上側のひもも同様に後頭部に回して固定する。可変式の鼻部分を鼻梁の上にフィットさせ、ひも/ゴムバンドで頭にしっかり固定し、フィットするよう調節する。

※（フィットチェック）吸気-マスクは凹むはず。呼気-顔周囲の漏れをチェックする。

- ④ ゴーグルを装着する。
ゴーグルは目を覆うように取り付け、イヤピースかヘッドバンドで頭にしっかりと固定する。
- ⑤ 手袋をつける（ガウンの袖の上に装着する）。

（3）救急隊の対応のポイント

（119番通報受信時）

- 119番通報受信時は、海外渡航歴の有無、発熱・咳・のどの痛み等のインフルエンザ様症状の有無、救急現場の汚染状況（嘔吐の有無等）を可能な範囲で聴取する。

（救急搬送の実施）

- 気管内挿管されている患者以外は、サージカルマスクを着用させる。
- 開放空間、および他の患者などがいない空間を移動する際、フードなどの着いた車いすやストレッチャー（いわゆるアイソレータなど）の使用は必要ない（但し、他の患者と動線が重なり、使用したほうが望ましいと判断された場合には、この限りではない）。
- 自動車による搬送の場合、患者家族は搬送に使用する車両に同乗させない。
- 搬送する患者が、新型インフルエンザ患者（疑わしい例も含む）であることを搬送先の医療機関にあらかじめ告げ、必要な感染対策を患者到着の前にとれるようにする。
- 搬送する段階で、新型インフルエンザ感染を全く疑わずに搬送を終了し、のちに患者が新型インフルエンザであると判明した場合は、保健所等は連携し、「積極的疫学調査ガイドライン」に従った搬送従事者の健康観察を行われなければならない。

（消毒）

- 消毒前に、搬送後医療機関においてあるいは帰署後、十分に救急車を開け放し、換気をよくする。
- 搬送中は周囲の環境を汚染しないように配慮し、特に汚れやすい手袋に関しては汚染したらすぐに交換する。手袋交換の際は手指消毒を行なう。
- 患者搬送後の車両などの消毒については、目に見える汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を実施する。

（資器材等の廃棄）

- 使用した防護具の処理を適切に行なう。特に脱いだマスク、手袋、ガウン等は汚染面を内側にして、他へ触れないよう注意しながら対処し、感染性廃棄物として処理する。

(搬送に使用する救急車)

- 患者収容部分はできるだけ独立した空間であることが望ましく、車両の場合では運転者や乗員の部位と仕切られていることが望まれる。仕切りがない場合には、ビニルなどの非透水性の資材を用い、一時的にカーテン状に囲い周囲への病原体の拡散を防ぐ。
- 患者収容部の構造は搬送後の清掃・消毒を考え、出来るだけ単純で平坦な形状であることが望ましい。器材は極力置かず、器材が既に固定してある場合には、それらの汚染を防ぐため撥水性の不織布などで覆う。
- 救急搬送中は、窓を開放するなど、換気を良好にするように努める。

(アイソレータの使用)

- 同一車両内の他の者や搬送従事者が PPE を着用し、適切な感染防御対策をとっていれば、患者を隔離するアイソレータの使用は不要である。

(靴カバー・ゴム長靴の使用と消毒)

- 靴カバーの使用は、不要である。転倒リスクの他に、使用した靴カバーを外す際に、手指が汚染されるリスクが懸念される。靴カバーを使用しなければ靴を触る必要もないため、手指は汚染されない(これまでに通常のインフルエンザが靴から感染したという報告はこれまでない)。
- ゴム長靴の使用は不可ではないが、必ず用いなければならないというものではない。
- 靴の消毒は原則として不要であるが、患者由来体液や血液で汚染された箇所に踏み入り、靴が目に見えて汚染された場合は消毒を実施する。

平成20年度
消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

訓練総括と今後の方向性

平成20年6月
消 防 庁

【目次】

はじめに	3
I. 訓練の概要	4
1 背景	4
2 今回の訓練の目的	4
3 訓練参加機関	4
4 訓練当日のスケジュール	4
5 実働訓練概要	5
II. 訓練の詳細	6
1 訓練シナリオ	6
2 実働訓練及び図上訓練の流れ	9
3 総合訓練全体の流れ（詳細）	11
4 訓練連絡系統図	15
5 図上訓練送付様式	17
III. 訓練講評・改善点	58
1 講評	58
2 訓練参加者による評価	58
IV. 資料	61
1. 新型インフルエンザ患者搬送に係る留意事項	61
2. 「新型インフルエンザ：感染対策と患者搬送」（訓練研修資料）	64
3. 訓練報道資料（参考）	87
V. 今後の方向性	89
「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会」の発足について（報道発表）	90

はじめに

鳥インフルエンザウイルス（H5N1）由来の新亜型ウイルスが新型インフルエンザ化し、ヒト-ヒト間の伝播力を獲得した場合、人類は免疫を持たないため症状が重症化するのみならず、大流行することにより、大きな健康被害（重症患者、死亡者）が発生することが危惧されている。加えて、2次的にも社会活動・社会機能の停滞・低下を招くため、多方面での被害が予想されており、政府としても、「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年11月14日策定）を踏まえ、関係府省庁が連携し、政府一体となって対策を推進しているところである。

新型インフルエンザ発生時には、消防機関における救急隊が新型インフルエンザ感染の疑いがある患者からの救急要請に対応する可能性が高いため、消防庁としても、これまで、「消防機関の新型インフルエンザ対策について」（平成17年12月9日付け消防救264号消防庁救急企画室長通知）等により、各都道府県を通じ、各市町村において救急業務が適切に遂行されるよう万全の措置を講じるようお願いしてきたところである。また、平成20年2月には、消防庁においても、消防庁新型インフルエンザ対策本部を設置し、新型インフルエンザの国内発生に備え、消防機関における新型インフルエンザ対応体制を一層強化するため、感染防御資器材配備に係る財政措置を講じることとしたほか、消防機関における業務継続計画策定のためのガイドラインの検討等をはじめとする所要の対策を推進している状況である。

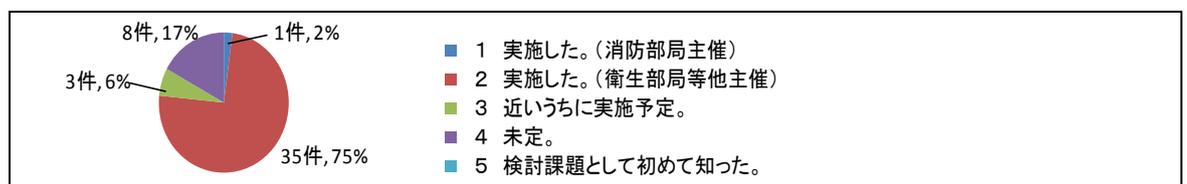
一方、平成20年3月、消防庁が実施した「新型インフルエンザ対策に関する現況調査」では、新型インフルエンザ対策訓練は、地方公共団体においては、衛生主管部局が主催となって実施されている場合が多く、消防防災主管部局及び消防機関の参画は未だ少ない現状が明らかとなり、消防防災主管部局及び消防機関における新型インフルエンザ対策訓練の必要性が認識されたところである（下記【参考】参照）。

このため、消防庁は、特に、消防防災主管部局及び消防機関における新型インフルエンザ対応体制の確立を目指し、平成20年5月21日（水）、川崎市をはじめ、関係機関の協力を得て、「消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練」（以下「訓練」という。）を実施した。

本冊子は、訓練の際に使用したシナリオを含め、訓練の概要、訓練の詳細、訓練講評・改善点、資料等を掲載している。今後、消防防災主管部局及び消防機関における新型インフルエンザ対策の推進の参考としていただきたい。

【参考：都道府県及び消防本部における新型インフルエンザ対策訓練（机上訓練も含む）実施状況】

○ 都道府県



○ 消防本部



I. 訓練の概要

1. 背景

新型インフルエンザ等感染症患者及び疑似症患者については、都道府県知事が入院を勧告又は命令した者の医療機関までの移送は、都道府県知事の責任において行うこととされているものの、それまでの間に、新型インフルエンザ等感染症に感染した患者自身による119番通報によって、消防機関が当該患者の救急搬送を行う可能性も極めて高いものと考えられる。この場合、現場の救急隊にあっては、新型インフルエンザ等感染症の患者の発生を予期せずして対応した場合、救急隊員自身が感染するのみならず、救急隊員が2次感染源となり、重大な事態を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザの発生の危険性が高まるなか、消防機関においても、新型インフルエンザの発生時に適切な対応が可能となるよう、感染防御資機材の配備を進めるとともに、新型インフルエンザ発生時の対応に関する計画等の整備、保健衛生機関等との連携体制の確立など、新型インフルエンザ対応体制の一層の強化が求められている状況にある。

2. 今回の訓練の目的

新型インフルエンザ発生時は、都道府県知事を中心とする通常の感染症対策では対応できない事態が生じ、初動の患者搬送において消防機関が対応する場面が想定される。今回の訓練においては、我が国において新型インフルエンザが発生したとの想定のもと、消防機関を中心とした対応体制の的確な確立を目指し、次のことを確認・検証することを目的とした。

- (1) 新型インフルエンザ発生時における消防機関の対応に関する政府と地方公共団体の連携体制
- (2) 地方公共団体の対応における消防防災主管部局と衛生主管部局、医療機関等の関係各機関間の連携体制
- (3) 救急搬送における救急隊の一連の対応手順等

3. 訓練参加機関

総務省消防庁、厚生労働省（協力）、国立感染症研究所（協力）、神奈川県、川崎市（消防局・総務局・健康福祉局・病院局・川崎区役所）

※ 新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送を行う実働訓練については、川崎市内において実施した。また、新型インフルエンザ発生時の連携体制の確認・検証を行うための図上訓練については、実働訓練に合わせ、消防庁、神奈川県（安全防災局）、川崎市関係部局間で、電話、電子メール及びファックスによる情報伝達訓練により実施した。実働訓練及び図上訓練を合わせ、訓練対応者数は約100名であった。

4. 訓練当日のスケジュール

平成20年5月21日（水） 8：45～12：00

① 研修	9：10～ 9：40	国立感染症研究所による研修（於：川崎市消防局）
② 訓練	9：40～11：30	実働訓練（川崎市消防局及び川崎市立川崎病院）及び図上訓練
③ 総括	11：30～12：00	訓練総括・講評（於：川崎市消防局）

5. 実働訓練概要

(1) 国外では新型インフルエンザが発生しているが国内未発生の段階（フェーズ4A）および(2) 国内においても新型インフルエンザの感染が拡大している段階（フェーズ4B以降）について、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者の救急搬送を行い、消防機関における対応を中心に訓練を実施した。

(1) フェーズ4A（国内未発生の段階）

下記シナリオに沿って、救急隊が新型インフルエンザ感染が疑われる患者（A氏）の救急搬送を行った。実働訓練においても、川崎市消防局から、川崎市健康福祉局疾病対策課、収容先医療機関である川崎市立川崎病院、神奈川県（安全防災局）をはじめとする関係機関と適時迅速な連絡体制の確認が行われた。

（シナリオ内容）

- ① 5月1日に厚生労働省がフェーズ4Aを宣言し、新型インフルエンザ対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置された。
- ② 5月7日に川崎市消防局に対して消防職員へのプレパンデミックワクチン接種場所・日時が通知され、接種が開始された。
- ③ 5月16日に既に新型インフルエンザが発生しているX国から帰国した川崎市内在住の市民から救急要請があり、消防指令センターが聴取したところ症状が新型インフルエンザに酷似していると判断、感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させ、川崎市立川崎病院へ搬送した。検体を国立感染症研究所で検査したところ、新型インフルエンザと判明した。

(2) フェーズ4B以降（国内において新型インフルエンザの感染が拡大している段階）

下記シナリオに沿って、救急隊2隊が新型インフルエンザの感染が疑われる患者（B氏・C氏）の救急搬送を行った。この段階にあつては、収容先医療機関である川崎市立川崎病院には発熱外来が設置され、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者は発熱外来に搬送することとした。

（シナリオ内容）

5月21日に川崎市内から、救急要請が同時に2件あり、消防指令センターが聴取したところ、B氏はA氏と同じ職場であることが判明し、また、C氏はA氏と通勤経路が同一であることが判明したため、感染防御対策を講じた上で救急隊を出動させた。

I I . 訓練の詳細

1. 訓練シナリオ

(1) シナリオ① (フェーズ4A: 初動対応): (国外において、(小規模な) ヒト-ヒト感染が認められた場合 (国内未発生))		
訓練時間	想定日時	出来事
8:45	平成20年 5月1日	<p>【海外】 X国において、新型インフルエンザのヒト-ヒト感染が認められ、WHOにより、パンデミック警戒フェーズ4に引き上げられ、厚生労働省、外務省より内閣官房に対して報告がなされた。</p> <p>【国内】 これを受け、日本政府は、内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げ、フェーズ4Aを宣言するとともに、発生の状況及び各省庁の対応について確認を行い、水際対策や在外邦人保護をはじめとする基本的対処方針その他の対処について協議・決定を行った。</p> <p>消防庁としては、消防庁長官を本部長とした新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げるとともに、地方公共団体と連携し、新型インフルエンザ対策を強化すべく、対策の徹底について、都道府県を通じ、消防機関に対し通知等必要な連絡を行った。また、必要に応じて、官邸リエゾンを派遣することとした。</p> <p>さらに、神奈川県においても、「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、「神奈川県危機管理対策本部」を設置し、関係部局間の連携を強化し、全部局一体となった対策を推進することとなった。</p> <p>また、川崎市においては、「川崎市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、川崎市健康福祉局長を本部長とする「川崎市新型インフルエンザ警戒対策本部」を設置し、市民に対して適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて相談窓口を設置することとした。</p> <p>新型インフルエンザの国外発生を受け、医療従事者等及び社会機能維持者を対象に、プレパンデミックワクチンの接種が政府において決定され、接種場所へのワクチンの配分が開始された。</p>
	5月7日	<p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、消防職員に対するプレパンデミックワクチンの接種体制を整えるとともに、タミフルの投与のため受診する医療機関を確認するなど、準備を整えるよう、都道府県及び消防機関に対して所要の連絡を行った。</p> <p>神奈川県より、消防職員へのワクチン接種について、川崎市消防局に対しても、接種場所・日時等が周知された。</p>
9:40 実働訓練開始 (119番入電) ※川崎救急隊対応	5月16日	<p>【国内】 平成20年5月16日、X国から帰国した川崎市内在住の市民(A氏)からの救急要請を川崎市消防局消防指令センターが受信した。消防指令センター員は、新型インフルエンザの国外発生を</p>

	<p>5月17日</p>	<p>受け、発熱患者には特に注意して海外渡航歴の有無等を聴取する必要のあることを念頭に、内容を聴取すると、通報者A氏は、前日、X国から帰国したが、機内にいる時から発熱があり下痢があったが、空港で申告することなく、公共交通機関を利用し、職場に立ち寄ってから帰宅した後、40℃の発熱・咳・のどの痛みがあり、息苦しさに襲われ、救急要請したことが判明した。消防指令センター員は、X国は新型インフルエンザ発生国であり、症状も政府より情報提供のあった新型インフルエンザと酷似していると判断した。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、ただちに健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課に第一報を入れ、搬送先医療機関など、必要事項を確認するとともに、感染防護対策を講じた上で、救急隊を現場へ出場させた。</p> <p>川崎市消防局は、川崎市立川崎病院にA氏を搬送するとともに、帰署後、新型インフルエンザの発生が疑わしい救急搬送事案があった旨、神奈川県安全防災局に通報し、神奈川県安全防災局危機管理対策課は、消防庁に対して当該事案の第一報を報告するとともに、川崎市消防局は、搬送に用いた救急車の消毒を徹底した。(実働訓練)</p> <p>川崎市衛生研究所の検査によりA氏から分離されたウイルスはH5(N型不明)であることが判明したため、川崎市は検査結果及び任意の疫学調査結果を厚生労働省結核感染症課に連絡するとともに、疫学調査の専門家の派遣を要請した。</p> <p>また、国と神奈川県と川崎市とで、H5(N型不明)がでたことを受け、プレス発表を行った。</p> <p>同時平行で、N亜型の確定のため、川崎市職員が検体を国立感染症研究所に持参した結果、当該ウイルスが新型インフルエンザウイルス(H5N1)であることが確定された。</p> <p>これを受け、厚生労働省は、フェーズ4Bを宣言し、地域封じ込めの実施や外出・集会の自粛の要請等、国内におけるまん延の防止対策の協議・決定を行った。</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、フェーズ4Bへの移行を受け、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者の救急搬送については、遅滞なく都道府県を通じて消防庁に報告するよう消防機関に対して要請を行った。</p> <p>神奈川県においては、各保健福祉事務所、各感染症指定医療機関の医師など、新型インフルエンザに関する知識・経験を有する専門家で「神奈川県新型インフルエンザ対策チーム」を組織し、厚生労働省から派遣される新型インフルエンザ対策チームとともに、診断、検査、疫学調査等に関する技術的な助言を行うこととした。また、政府の方針に基づき、厚生労働省より神奈川県に、接触した消防職員に対するタミフルの予防投与が円滑に行われるよう連絡が行われた(1錠10日間)。</p>
	<p>5月18日</p>	<p>各市区町村に対しても、新型インフルエンザ患者専用の外来診</p>

		<p>療医療機関として発熱外来¹の設置が要請されたため、川崎市においても、5月18日朝、川崎市立川崎病院内に発熱外来を設置した。(実働訓練)</p> <p>A氏が新型インフルエンザに感染していたとの連絡を疾病対策課及び消防庁から受けた川崎市消防局は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者の搬送の増加に備え、感染防御資器材の準備、消毒場所及び感染防御資器材の廃棄場所の確認等、必要な準備を行った。(実働訓練)</p>
--	--	---

(2) シナリオ② (フェーズ4B以降) : (国内において、ヒト-ヒト感染が認められた場合)		
訓練時間	想定日時	出来事
① 10:40 (119番受信) ※臨港救急隊対応	5月21日	<p>【国内】</p> <p>平成20年5月21日、同時間帯に38℃以上の発熱・のどの痛み・下痢・嘔吐があり意識レベルが低下した傷病者が発生したとの救急要請が再度、川崎区内からB氏及びC氏から2件あった。消防指令センターにおいて症状を詳しく聴取したところ、渡航経験はないものの、B氏は川崎区で新型インフルエンザに感染したA氏と職場が同一であることが判明し、また、C氏は、A氏と通勤経路が同一であることが判明したため、川崎市内における感染者の拡大が懸念される事態となった。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課へ通報するとともに、新型インフルエンザの感染が疑われる患者の搬送専用とした救急車により、感染防止対策を徹底した上で、救急隊の出場を行うこととした。(実働訓練)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、都道府県を通じ消防機関に対して、感染患者の拡大による救急需要の増加に備え、体制を万全に整えるとともに、感染防御資器材の備蓄について適切な調整を図るよう要請した。</p>
② 10:50 (119番受信) ※幸救急隊対応		

¹発熱を訴える患者に対し、直接通常の外来を受診するのではなく、他の症状の患者さんから隔離した場所で外来診察を行うシステム。都道府県等が指定する医療機関などに設置される。新型インフルエンザ感染・発症を否定されれば通常の外来での診察になり、新型インフルエンザであれば感染症指定医療機関等に入院措置等が取られる。

2. 実動訓練及び図上訓練全体の流れ

時間	想定日時	実働訓練	図上訓練
9:00	平成20年 5月1日	(集合・訓練開始の挨拶) ○総務副大臣、消防庁長官、 川崎市長による訓練開始の挨拶 (川崎市消防局4階講堂)	(訓練開始)(8:45-) ○新型インフルエンザ国外発生通知(FAX・電子メール)様式1, 2 (消防庁→神奈川県安全防災局→川崎市消防局・危機管理室)
9:10	5月7日	(消防研修) ○国立感染症研究所職員による 感染症患者搬送時の注意点 等に関する研修の実施(川崎市 消防局4階講堂)	○消防職員へのプレパンデミックワクチンの接種等に関する通知(FAX・電子メール)様式3, 4 (消防庁→神奈川県安全防災局→川崎市消防局・危機管理室)
9:40	5月16日	(フェーズ4A対応訓練) ○新型インフルエンザ疑い事例の119番通報(患者A) ○関係機関への連絡	○川崎市健康福祉局・神奈川県安全防災局への電話連絡
9:50		○救急出場指令	
9:53		○救急隊現場到着(川崎救急隊が実施) ○救急搬送開始	
10:05		○医療機関到着 ○医療機関に収容 ○感染防御衣の脱衣・救急車の消毒	
10:20		○消防署帰署・報告 ○関係機関への連絡	
10:25	5月17日		○新型インフルエンザ国内発生の通知(FAX・電子メール)様式7, 8 (消防庁→神奈川県安全防災局→川崎市消防局・危機管理室)
10:30	5月18日	○感染防御資器材の準備、消毒場所の設置(川崎市消防局) ○発熱外来の設置(川崎市立川崎病院)	
	5月21日	(フェーズ4B以降対応訓練) ○新型インフルエンザ事例(ほぼ確実)の119番通報(患者B、患者C) ○関係機関への連絡	○川崎市健康福祉局・神奈川県安全防災局への電話連絡
10:45 -50		○救急出場指令	
10:53 -58		○救急隊現場到着(臨港救急隊及び幸救急隊実施) ○救急搬送開始	
11:05		○発熱外来へ到着 ○医療機関に収容	

		○感染防御衣の脱衣・救急車の消毒	○県安全防災局から回答の送付様式10 (県安全防災局→消防庁)
11:20		○消防署帰署・報告 ○関係機関への連絡	○疑い事例の発生につき神奈川県へ報告 (電話・FAX) 様式11 ○県安全防災局は、消防庁に報告 (FAX・電子メール) 様式12
11:30 - 12:00		○実動訓練の総括 (於: 川崎市消防局4階講堂)	

※様式1～様式12は、「I I. 訓練の詳細 5. 図上訓練送付様式」のとおり。

3 総合訓練全体の流れ（詳細）

4 訓練連絡系統図

I I I . 訓練講評・改善点

訓練終了後、検証および実際に訓練を実施した川崎市消防局職員、森兼主任研究官（国立感染症研究所感染症情報センター）、谷口総務副大臣がそれぞれ講評・評価を行った。

全体として、今回の訓練における患者搬送は、概ねスムーズに行なわれたとの評価であり、3隊の救急隊員らは、通常の業務と同様に迅速かつ的確に患者を搬送しており、感染防止のための个人防护具（PPE：感染防止衣、手袋、ゴーグル、N95マスク）の着脱手順も、3隊とも適切かつ迅速であったとの評価であった。

また、図上訓練についても、各関係機関に設置された対策本部等、新型インフルエンザ発生を想定した対応体制の中で、適切な情報・報告の授受が行われた。

1. 講評（国立感染症研究所感染症情報センター森兼主任研究官）

今回の訓練における患者搬送は、概ねスムーズであり、3隊の救急隊員らは、通常の業務と同様、迅速かつ的確に患者を搬送しており、大きな問題点はなかったとの評価であった。改善点としては、次のとおり。

- 救急車が医療施設に到着し、患者を降ろした時点で一旦ドアをすべて閉めていたが、のちの救急車の除染活動を考えると、ドアを閉めずに車内換気をはかることが望ましい。
- 速乾性手指消毒剤がすぐに利用できる位置になく、PPEを外した時点ですぐに手指消毒を行っていない救急隊があったため、救急隊員には、携帯式の速乾性手指消毒剤（小型のもの、60－100mL程度の容量）を確実に所持させることが望ましい。
- PPEを外した後、手指消毒を行なってサージカルマスクを着用し、救急車の清掃・消毒に従事した救急隊の対応は適切であった。しかしながら、消毒の際には、ストレッチャーを収容した状態ではなく、外に出した状態で行う方が、狭溢な車内スペースに余裕が生まれるため望ましかったと考える。

なお、上記のことは、雨天下では必ずしも当てはまらないため、雨天を想定した訓練も適宜考慮すべきであるとの指摘があった。

2. 訓練参加者による評価

(1) うまくいった点

(消防局)

- 傷病者を救急車へ収容後、スムーズな救急搬送が実施できた。(救急隊)
- 国から県、県から市への連絡体制はスムーズに進行した。(救急課)
- 指令課から救急隊への連絡、指令、出場時のスタンダードプレコーション、患者収容、搬送、病院での消毒等、活動の流れは総じて円滑に対応できた。(救急課)
- 指令センターにおいては、A氏からの通報を冷静に聴取するとともに関係部署への連絡もスムーズに実施できた。また、B氏・C氏に対しての聴取も要点をしっかりと聞くことができ、出場救急隊への情報収集の指示も的確に行うことができた。(指

令課)

(医療機関 (市立川崎病院))

- 定めた計画に沿って、ICTを中心とした有事体制の構築の確認、患者動線の確認、医療技術者の研修等を行い、大きな成果をあげることができた。

(神奈川県)

- 予定していた情報受伝達については、すべて実施することができ、新型インフルエンザ発生時における消防庁及び川崎市との連携体制を確認することができた。

(消防庁)

- 情報収集班及び情報整理班の連携は概ね良好であった。
- Fシフト時のように情報が常に錯綜することもなく、ある程度間隔をおいての処理であったため、スムーズに対処できた。

(2) 改善すべき課題・改善案

(消防局)

- 今回の訓練では、119番通報時、新型インフルエンザの可能性ありと指令課員が判断したが、現在の状況では、現場到着した救急隊が、新型インフルエンザの疑いを判断する場合の方が可能性として高い。119番受信時に新型インフルエンザの可能性があると判断できる聴取能力が必要ではないか。(救急隊)
- 現在、患者からの救急要請後、疑い患者であった場合に、市の衛生主管部局(疾病対策課)から医療機関(市立川崎病院)、医療機関から衛生主管部局(疾病対策課)を経て消防局に受入可能との連絡が入る体制であることから、時間的ロスが生じ、救急車が現場に到着するまでに時間を要する。このため、通常の救急指令と同様に、情報を十分に救急隊へ伝達することは前提としつつも、まずは現場まで出場させ、その間に、指令課から市の衛生部局(疾病対策課)へ連絡を取ることとすれば、現場まで遅延なく到着でき、市民とのトラブル防止につながるのではないか。(救急課)
- 今回の訓練では、想定がフェーズ4Bになってから同時発生が2名ということで、余裕がある救急活動が実施可能な状況であったが、実際には、多数の傷病者が同時に発生する可能性が高いため、それに対応できる体制が必要ではないか。現状では、感染防止資器材数、救急隊数、受入れ病院のベッド数等、課題に対応するには不十分ではあるが、発生した場合は、その時点であるもので対応せざるを得ないことから、隊員の感染防止対策を確実にし、効率よく活動していくしか方策はないのではないか。(救急課)
- 通常、通報者に対して勤務先、通勤経路等を聞くのは困難であると考えられる。通報者の状況によっては、相手に感染の疑いを説明してもよいのではないか。(指令課)
- 通常の救急指令であればすぐ出せるが、新型インフルエンザの場合は、市の衛生主

管部局（疾病対策課）経由で収容先の確認が必要であるため時間を要する。しかしながら、通報者に説明すると本人もパニックに陥る可能性があるため、通報者に救急車が着くまでに時間がかかることを説明することが難しい。出場救急隊には、感染防止対策を講じた時点で出場させ、受入れ病院が決定するまでの間は、患者を救急車内に適切に収容することで対応してはどうか。（指令課）

- 受入れ先医療機関が決定するまで救急隊を出場させないのは、現着までに時間がかかりすぎるのではないか。（指令課）

（医療機関（市立川崎病院））

- 救急隊の防護服脱衣訓練における手指消毒については、薬剤が車内にあったが、車外で十分に消毒できるよう、検討すべきである。
- 救急車の換気については、患者搬送後は30分程度の換気が必要とされているため、到着後直ちにドアを開放できれば、時間の節約となるのではないか。
- 感染症病棟入口と救命救急センター入口の区別については、誤って搬入した場合、感染拡大を引き起こす可能性がある。わかりやすい表示と案内に配慮するので、消防局内で周知徹底を図っていただきたい。
- 今回の訓練は、若手の医師・看護師に対する教育指導の機会となったが、午前中は繁忙かつ参加人員も制限されるため、（今後の開催があれば）午後の時間帯でお願いしたい。また、訓練用備蓄資材（防護服等）の調達についての支援についても検討が必要ではないか。

（消防庁）

- 想定はよいが、映像を活かし、図上訓練と実働訓練を連動させ、情報伝達訓練を実施してもよいのではないか。

3. 訓練全体の流れ（詳細）

(▼：実働訓練、■：図上訓練、◎：想定、☺：救急隊・病院の対応、☎：電話連絡、☒：FAX・メールによる連絡)

訓練時間	出来事の概要	国・消防庁		神奈川県		川崎市								
		(主として) 救急企画室		安全防災局		川崎市消防局		健康福祉局		病院局		総務局危機管理室		
		行動内容	主管課	行動内容	主管課	行動内容	主管課	行動内容	主管課	行動内容	主管課	行動内容	主管課	
9:00 — 9:40	5月1日(木) X国において、新型インフルエンザのヒトヒト感染が認められ、WHOにより、パンデミック警戒フェーズ4に引き上げられ、国内でもフェーズ4Aが宣言された。	■8:45 ☒ 新型インフルエンザ国外発生通知(県へ)(FAX・メール)(様式1)	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部設置(当日は救急企画室が対応)	■8:55 ☒ 消防庁から国外発生通知を受け、各市町村へ通知(FAX・メール)(様式2)	危機管理対策課	▼9:00 ☒ 県から通知を受信(FAX・メール)し、消防警戒本部を設置	救急課 本部 部長: 警防部長	▼川崎市警戒本部設置 疾病対策課 本部 部長: 局長					■9:00 ☒ 県から新型インフルエンザ国外発生通知を受信(FAX・メール)	危機管理対策室
	5月9日(金) 国外発生をうけ、国内でプレパンデミックワクチンの接種が決定され、ワクチンの配分が開始された。	■8:50 ☒ 消防職員へプレパンデミックワクチン接種等に関する通知(FAX・メール)(様式3)		■8:55 ☒ 消防庁からプレパンデミックワクチン接種等に関する通知を受け各市町村へ連絡(FAX・メール)(様式4)		▼9:00 ☒ 県から通知を受信(FAX・メール)							▼9:00 ☒ 県から通知を受信(FAX・メール)	警戒本部危機管理対策室
(A氏への対応) 9:40 — 9:50	5月16日(金) 海外から帰国したA氏が救急要請を行った。					▼9:40 ☎ A氏からの救急要請を消防指令センターが受信(TEL)	指令課							
						▼9:42 ☎ 指令センターで詳細に聴取した結果、新型インフルエンザ感染の疑いがあったため、疾病対策課へ第一報の連絡(TEL)	指令課	▼9:42 ☎ 消防指令センターから新型インフルエンザ感染の疑いがある患者の受入れ確認の第一報を受信(TEL)	警戒本部(疾病対策課)					

◎川崎市新型インフルエンザ警戒本部(本部長:健康福祉局長)

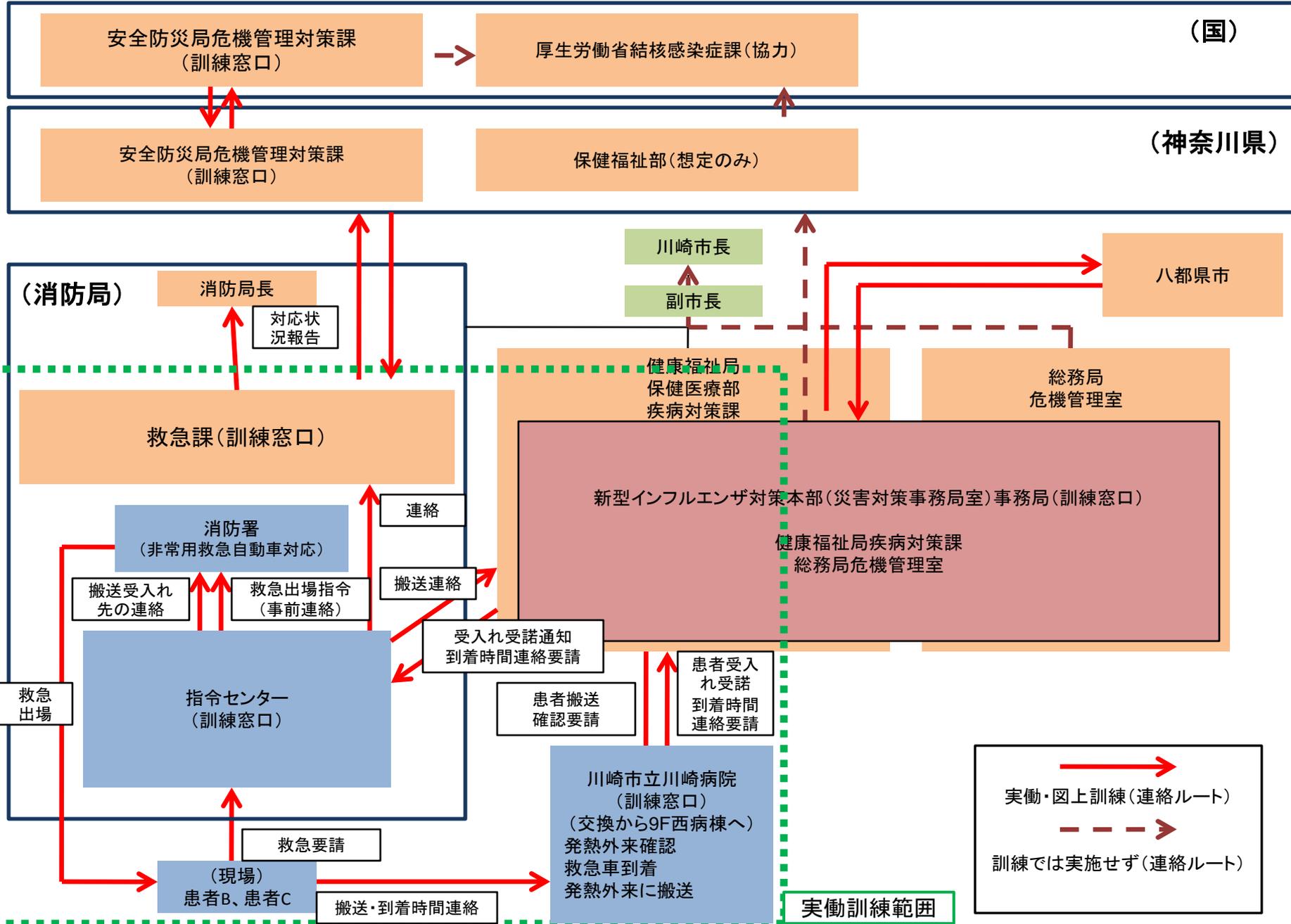
【消防研修】9:10-9:40 国立感染症研究所による患者搬送時の注意点等に関する研修

						▼9:44 ☎ 指令センターからの第一報を受信(TEL) 指揮本部を設置	救急課 作戦室	▼9:44 ☎ ← 病院局へA氏の受入れを確認(TEL)	→	▼9:44 ☎ 疾病対策課からのA氏の受入れ確認の連絡が入り、「受入れ可能」と返答(TEL)	市立川崎病院		
		▼9:48 ☎ ← 神奈川県安全防災局から第一報を受信(TEL)	← 消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部	▼9:45 ☎ ← 川崎市消防局からの第一報を受け消防庁へ連絡(TEL)	← 危機管理対策課	▼9:45 ☎ ← 危機管理室及び神奈川県安全防災局へ第一報(TEL)	← 作戦室					■9:45☎ 消防局から第一報を受信(TEL)	警戒本部(危機管理室)
						▼9:50 ☎ ← 疾病対策課からの「受入れ可能」の連絡を受け、川崎消防隊に救急出場指令(TEL)	← 指令課	▼9:47 ☎ 市立川崎病院からの「受入れ可能」との連絡を、消防指令センターへ連絡(TEL)		警戒本部(疾病対策課)			
(救急搬送・事後報告) 9:50 — 10:30						▼9:53 ☺ 感染防止対策を講じた上で、川崎救急隊出場/A氏と接触し、市立川崎病院へ搬送・到着	川崎署				▼10:05 ☺ 川崎救急隊から搬送されたA氏の受入れ	市立川崎病院	
						▼10:20 ☺ ← 帰署、感染防御資器材の廃棄					▼10:10-15 ☺感染防護衣の脱衣・救急車の消毒		
		■10:25☒ ← 県安全防災局から第一報の連絡を受信(FAX・メール)	← 消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部	■10:25 ☒ ← 川崎市消防局からの連絡(FAX・メール)(様式6)	← 危機管理対策課	■10:20 ☒ 県安全防災局へ新型インフルエンザの疑いがある患者を搬送した旨、連絡	作戦室	■10:25 県・医療課健康増進課へ新型インフルエンザの疑い患者が発生した旨、連絡(想定)		警戒本部(疾病対策課)			(院内の着脱訓練実施)

		◎県・保健福祉部からの連絡(想定)	◎厚生労働省(想定)	■10:25 川崎市健康福祉局からの連絡(想定)	保健福祉部	(FAX・メール) (様式5)							
(国内発生の確認) 10:25 — 10:30	5月19日(月) A氏から分離されたウィルスがH5N1であることが確認された。	◎新型インフルエンザと確定	◎国立感染症研究所(想定)										
		■10:25 ☒ 新型インフルエンザ国内発生につき神奈川県安全防災局へ通知(FAX・メール)(様式7)	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部	■10:30 ☒ 消防庁から新型インフルエンザ国内発生に係る通知を受信/各市町村へ連絡(FAX・メール)(様式8) ◎神奈川県危機管理対策本部設置(想定)	危機管理対策課	■10:30 ☒ 新型インフルエンザ国内発生通知を県から受信(FAX・メール) ▼10:30- ☺ 感染防御資器材の準備、感染防御資器材の廃棄場所の確認等の準備	作戦室		▼10:30- ☺ 発熱外来の設置	市立川崎病院内	■10:30 ☒ 新型インフルエンザ国内発生通知を県から受信(FAX・メール)し、川崎市新型インフルエンザ対策本部設置	◎本部長:市長(想定)	
◎川崎市新型インフルエンザ対策本部(本部長:市長)(想定)													
(B氏・C氏への対応) 10:30 (B氏) 10:35 (C氏)	5月21日(水) 同時間帯にA氏と類似した症状の救急要請を川崎区内でB氏及びC氏(新型インフルエンザ感染の疑いが濃厚)からの救急要請を受信した。					▼10:30-35 ☎ B氏及びC氏からの救急要請を消防指令センターが受信/疾病対策課へ連絡(TEL)	指令課	▼10:30-35 ☎ 消防指令センターから、B氏及びC氏の受入れ確認の連絡が入り、市立川崎病院への受入れを確認	新型インフルエンザ対策本部(疾病対策課)	▼10:30-35 ☎ 疾病対策課からB氏及びC氏の受入れ確認の連絡が入り、「受入れ可能」と返答	市立川崎病院		
						▼10:35 ☎ 指令センターからの第一報を受信(TEL)	作戦室						
		▼10:40 ☎ ◀	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部	▼10:40 ☎ ◀	川崎市消防局からの第一報を受け消防庁へ連絡	危機管理対策課	▼10:35 ☎ 警戒本部(危機管理室)及び神奈川県安全防災	作戦室					
B氏のみで可													

		(TEL)	策本部	(TEL)		局へ第一報 (TEL)								
10:45 (B氏) 10:50 (C氏)						▼10:45-50☎ 疾病対策課から「受入れ可能」との連絡を受け、臨港救急隊・幸救急隊に救急出場指令(TEL)	← - - - - 指令課	▼10:45-50☎ 市立川崎病院からの「受入れ可能」との連絡を消防指令センターへ連絡(TEL)	新型インフル本部(疾病対策課)					
10:48 10:53						▼10:48-53☉ 臨港救急隊出場 幸救急隊出場	臨港署 幸署							
10:53 (B氏) 10:58 (C氏)						▼10:53-58☉ B氏・C氏の救急搬送を実施	臨港・幸救急隊			▶▼11:00-05 ☉ 臨港救急隊及び幸救急隊に搬送されたB氏・C氏の受入れ	市立川崎病院			
11:20 (臨港) 11:25 (幸)		■11:05☒ - - - - - 県安全防災局へ事務連絡の送付(FAX・メール)(様式9)	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部	▶ - - - - - ■11:10☒ 消防庁から事務連絡を受け、消防庁へ回答(FAX・メール)(様式10)	安全防災局	▼11:20-25☉ 帰署後、感染防御資器材を廃棄	臨港・幸救急隊			▶▼11:05-15 ☉ 感染防護衣の脱衣・救急車の消毒				
		■11:25☒ ◀ - - - - - 県安全防災局から新型インフルエンザ疑い事案発生連絡を受信(FAX・メール)	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部	◀ - - - - - ■11:25☒ ◀ - - - - - 川崎市消防局からの連絡(FAX・メール)(様式12)		■11:20☒ 県安全防災局へ新型インフルエンザの疑いがある患者を搬送した旨、連絡(FAX・メール)(様式11)	作戦室	■11:20-25 県・医療課健康増進課へ新型インフルエンザの疑い患者が発生した旨、連絡(想定)						
11:30 - 12:00		■実働訓練の総括(於:作戦室)												

新型インフルエンザ対策総合訓練連絡系統図(シナリオ②):フェーズ4B以降



5 図上訓練送付様式

(1) 図上訓練の対応体制

消防庁から、訓練シナリオの進行に合わせた訓練課題を事前に登録された電子メールアドレス及びファックス番号へ送信する。自治体プレーヤーにおいて、これらに対応することにより、新型インフルエンザ発生時の連携体制の確認・検証を行う。連絡窓口については、「3. 連絡系統図」及びあらかじめ訓練窓口一覧に整理した。

(2) 実施要領

事前に登録した連絡窓口に対して、消防庁から、訓練シナリオの進行に合わせた訓練課題を送付する。なお、連絡窓口担当者は、訓練課題を受信した際には、その旨を消防庁に電子メール（原則）又は電話で連絡を行うものとし、消防庁担当者において、進行状況を把握し、記録することとした

訓練課題に対する対応については、事前に協議し決定したものを訓練シナリオの進行に合わせて行うものとしたが、内部における決裁、関係部局への連絡等については、実際に行わなくてよいこととした。

万が一、実働訓練の進行と図上訓練の進行状況に時間差が生じた場合であっても、時間の制約上、図上訓練はシナリオの時間軸に沿って遂行するものとした。

2008/05/08

これは訓練です

[消防庁→神奈川県]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 1	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 8時45分
送信元	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信先	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信枚数	4 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 1

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 8時45分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 8時55分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：国外発生)

想定時間	出来事
平成 20 年 5 月 1 日	<p>【海外】 X国において、新型インフルエンザのヒトーヒト感染が認められ、WHOにより、パンデミック警戒フェーズ4に引き上げられ、厚生労働省、外務省より内閣官房に対して報告がなされた。</p> <p>【国内】 これを受け、日本政府は、内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げ、フェーズ4Aを宣言するとともに、発生の状況及び各省庁の対応について確認を行い、水際対策や在外邦人保護をはじめとする基本的対処方針その他の対処について協議を開始した。 消防庁としては、消防庁長官を本部長とした新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げるとともに、地方公共団体と連携し、新型インフルエンザ対策を強化すべく、対策の徹底について、都道府県を通じ、消防機関に対し通知等必要な連絡を行った。また、必要に応じて、官邸リエゾンを派遣することとした。(想定)</p>

【対応内容】

対 象：神奈川県安全防災局

1. 新型インフルエンザが海外で発生したことを受け、消防庁から発出された通知の内容について、管内市町村(川崎市)に対してその内容を周知せよ。

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

X国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生
及び新型インフルエンザ対策の徹底について

平成20年4月29日、X国において、鳥との接触歴のない者が、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染し死亡したことが確認され、世界保健機関（WHO）に対し報告がなされていたところ、4月30日（日本時間5月1日未明）、WHOは正式に新型インフルエンザの発生を認め、フェーズ4を宣言しました。これに伴い、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部長により、我が国のフェーズとしては**フェーズ4 Aが宣言**されたところです。

我が国においては、ヒト-ヒト感染の疑い事案が報告された当初より、国内外からの情報収集に努めるとともに、X国からの帰国者について検疫を強化していたところですが、今般、新型インフルエンザの発生が認められたことを受け、**日本政府としても内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げ**、新型インフルエンザ対策を緊急に講ずることとしました。

消防庁においては、これまで消防庁新型インフルエンザ緊急対策室において、新型インフルエンザ発生に備え所要の対策を講じてきたところですが、政府対策本部の設置を受け、**消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げる**こととしたのでお知らせするとともに、貴職におかれても、下記事項をご了知いただき、貴都道府県の対策本部と密接に連携した措置を早急に講じるようお願いします。また、貴都道府県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対しても、本通知内容を周知の上、所要の対応に当たるようご指導の徹底をお願いします。

記

- 1 感染防御資器材の備蓄等対応体制の確認及び消防庁への報告
 - ・ 新型インフルエンザの大流行に備え、N95マスク、手袋、ガウンの備蓄等、**感染予防策に必要な準備を進める**ほか、新型インフルエンザワクチンの接種や抗ウイルス薬の投与について、接種場所の確認等、**接種に適した環境をあらかじめ整えておくこと**
 - ・ 新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送があった場合は、**遅滞なく都道府県を通じて消防庁にも報告すること**
- 2 搬送責任
 - ・ 新型インフルエンザと診断され、都道府県が入院を勧告又は命令した者の医療機関までの搬送は、原則として、都道府県知事が行う業務であること。ただし、新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送（感染症法に基づく入院勧告又は入院措置発令前）については、**衛生主管部（局）や医療機関と十分に連絡**を図った上で、消防機関が実施すること
 - ・ 「医療体制に関するガイドライン」に従い、パンデミック発生時において都道府県による移送では対応しきれない場合は、各地域において、関係機関と協議し、消防機関も必要に応じて搬送業務を行うこと
- 3 搬送に当たっての留意事項
 - ・ 救急搬送に当たっては、常に新型インフルエンザの可能性を念頭に置き、「医療施設等における感染対策ガイドライン」に従って、**感染予防策を徹底**すること（N95マスク、ゴーグル、手袋、ガウンを着用し、一回ごとに交換すること）
 - ・ 救急要請時に発熱症状を訴えている者に対しては、新型インフルエンザ発生国への渡航歴

の有無を確認し、10日以内に渡航歴がある場合は、保健所及び医療機関に連絡するほか、搬送にあたっては、感染予防策の徹底を図るとともに、搬送後の救急車の消毒を徹底すること

- ・ 新型インフルエンザ罹患を想定せずに搬送を終了し、後に患者が新型インフルエンザ患者（擬似症を含む。）であると判明した場合、「積極的疫学調査ガイドライン」に従い、搬送従事者は保健所等の健康観察を受けること

4 患者搬送に必要な器材

N95 マスク：搬送従事者の数×2

サージカルマスク：適宜（搬送患者用）

手袋：1箱

フェイスシールドまたはゴーグル、ガウン：搬送患者数×2

靴カバーまたはゴムの長靴、帽子：搬送従事者の数×2（用意しなくてもよい）

手指消毒用アルコール製剤：1個

次亜塩素酸ナトリウム水溶液：1本

清拭用資材（タオル、ガーゼ等）、感染性廃棄物処理容器

その他、ビニールシート等

5 新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に救急車を利用した場合の消毒方法

- ・ 消毒は、下記により実施することとし、新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に利用した救急車は、新型インフルエンザが疑われる患者の搬送専用とすること

（1）器材

80℃、10 分間の熱水消毒

0.05～0.5w/v%（500～5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭または30 分間浸漬

2w/v%～3.5w/w%グルタラルに30 分間浸漬

0.55w/v%フタラルに30 分間浸漬

0.3w/v%過酢酸に10 分間浸漬

70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールで清拭・浸漬

（2）環境

0.05～0.5w/v%（500～5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭

消毒用エタノールで清拭

70v/v%イソプロパノールで清拭

（3）手指消毒

速乾性擦式消毒用アルコール製剤（使用量は製剤の使用説明書を参照）

6 情報の収集

- ・ 新型インフルエンザに関する情報については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて、発生の予防及びまん延の防止に必要な情報も含め、下記 URL により逐次公表されるため、遅滞なく確認すること

<http://>

以上

これは訓練です

2008/05/08

[神奈川県→川崎市]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 2	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 8時55分
送信元	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信先	川崎市消防局救急課 川崎市危機管理室
送信枚数	5 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 2

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 8時55分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 9時05分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：国外発生)

想定時間	出来事
平成 20 年 5 月 1 日	<p>【海外】 X国において、新型インフルエンザのヒトーヒト感染が認められ、WHOにより、パンデミック警戒フェーズ4に引き上げられ、厚生労働省、外務省より内閣官房に対して報告がなされた。</p> <p>【国内】 これを受け、日本政府は、内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げ、フェーズ4Aを宣言するとともに、発生の状況及び各省庁の対応について確認を行い、水際対策や在外邦人保護をはじめとする基本的対処方針その他の対処について協議を開始した。 消防庁としては、消防庁長官を本部長とした新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げるとともに、地方公共団体と連携し、新型インフルエンザ対策を強化すべく、対策の徹底について、都道府県を通じ、消防機関に対し通知等必要な連絡を行った。また、必要に応じて、官邸リエゾンを派遣することとした。(想定)</p>

【対応内容】 対象：川崎市消防局、危機管理室

2. 新型インフルエンザが海外で発生したことを受け、消防庁から注意喚起の通知が発出されたが、消防本部をはじめとする関係機関にその内容を周知せよ。

これは訓練です

2008/05/08

危 対 第 1 号
平成20年5月1日

各市町村消防長 殿
各市町村危機管理担当（部）局長 殿

神奈川県安全防災局長

X国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生
及び新型インフルエンザ対策の徹底について（周知）

標記につきまして、消防庁救急企画室長より別紙のとおり通知がありましたので、通知します。

県では、知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を設置し、新型インフルエンザ対策に取り組んでいるところですが、貴市町村におかれましても、本通知内容を踏まえ、所要の対応に当たるようお願いいたします。

これは訓練です**別紙**消防救（訓練）第1号
平成20年5月1日

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

**×国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生
及び新型インフルエンザ対策の徹底について**

平成20年4月28日、×国において、鳥との接触歴のない者が、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染し死亡したことが確認され、世界保健機関（WHO）に対し報告がなされていたところ、4月30日（日本時間5月1日未明）、WHOは正式に新型インフルエンザの発生を認め、フェーズ4を宣言しました。これに伴い、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部長により、我が国のフェーズとしては**フェーズ4Aが宣言**されたところです。

我が国においては、ヒト-ヒト感染の疑い事案が報告された当初より、国内外からの情報収集に努めるとともに、×国からの帰国者について検疫を強化していたところですが、今般、新型インフルエンザの発生が認められたことを受け、**日本政府としても内閣総理大臣を本部長とする対策本部を立ち上げ**、新型インフルエンザ対策を緊急に講ずることとしました。

消防庁においては、これまで消防庁新型インフルエンザ緊急対策室において、新型インフルエンザ発生に備え所要の対策を講じてきたところですが、政府対策本部の設置を受け、**消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げる**こととしたのでお知らせするとともに、貴職におかれても、下記事項をご了知いただき、貴都道府県の対策本部と密接に連携した措置を早急に講じるようお願いします。また、貴都道府県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対しても、本通知内容を周知の上、所要の対応に当たるようご指導の徹底をお願いします。

記

- 1 感染防御資器材の備蓄等対応体制の確認及び消防庁への報告
 - ・新型インフルエンザの大流行に備え、N95マスク、手袋、ガウンの備蓄等、**感染予防策に必要な準備を進める**ほか、新型インフルエンザワクチンの接種や抗ウイルス薬の投与について、接種場所の確認等、**接種に適した環境をあらかじめ整えておくこと**
 - ・新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送があった場合は、**遅滞なく都道府県を通じて消防庁にも報告すること**
- 2 搬送責任
 - ・新型インフルエンザと診断され、都道府県が入院を勧告又は命令した者の医療機関までの搬送は、原則として、都道府県知事が行う業務であること。ただし、新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送（感染症法に基づく入院勧告又は入院措置発令前）については、**衛生主管部（局）や医療機関と十分に連絡**を図った上で、消防機関が実施すること
 - ・「医療体制に関するガイドライン」に従い、パンデミック発生時において都道府県による移送では対応しきれない場合は、各地域において、関係機関と協議し、消防機関も必要に応じて搬送業務を行うこと
- 3 搬送に当たっての留意事項
 - ・救急搬送に当たっては、常に新型インフルエンザの可能性を念頭に置き、「医療施設等における感染対策ガイドライン」に従って、**感染予防策を徹底**すること（N95マスク、ゴーグ

- ル、手袋、ガウンを着用し、一回ごとに交換すること)
- ・救急要請時に発熱症状を訴えている者に対しては、新型インフルエンザ発生国への渡航歴の有無を確認し、10日以内に渡航歴がある場合は、保健所及び医療機関に連絡するほか、搬送にあたっては、感染予防策の徹底を図るとともに、搬送後の救急車の消毒を徹底すること
 - ・新型インフルエンザ罹患を想定せずに搬送を終了し、後に患者が新型インフルエンザ患者（擬似症を含む。）であると判明した場合、「積極的疫学調査ガイドライン」に従い、搬送従事者は保健所等の健康観察を受けること
- 4 患者搬送に必要な器材
- N95 マスク：搬送従事者の数×2
 サージカルマスク：適宜（搬送患者用）
 手袋：1箱
 フェイスシールドまたはゴーグル、ガウン：搬送患者数×2
 靴カバーまたはゴムの長靴、帽子：搬送従事者の数×2（用意しなくてもよい）
 手指消毒用アルコール製剤：1個
 次亜塩素酸ナトリウム水溶液：1本
 清拭用資材（タオル、ガーゼ等）、感染性廃棄物処理容器
 その他、ビニールシート等
- 5 新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に救急車を利用した場合の消毒方法
- ・消毒は、下記により実施することとし、新型インフルエンザが疑われる患者の搬送に利用した救急車は、新型インフルエンザが疑われる患者の搬送専用とすること
- (1) 器材
- 80°C、10 分間の熱水消毒
 - 0.05~0.5w/v%（500~5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭または 30 分間浸漬
 - 2w/v~3.5w/v%グルタラルに 30 分間浸漬
 - 0.55w/v%フタラルに 30 分間浸漬
 - 0.3w/v%過酢酸に 10 分間浸漬
 - 70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールで清拭・浸漬
- (2) 環境
- 0.05~0.5w/v%（500~5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭
 - 消毒用エタノールで清拭
 - 70v/v%イソプロパノールで清拭
- (3) 手指消毒
- 速乾性擦式消毒用アルコール製剤（使用量は製剤の使用説明書を参照）
- 6 情報の収集
- ・新型インフルエンザに関する情報については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて、発生の予防及びまん延の防止に必要な情報も含め、下記 URL により逐次公表されるため、遅滞なく確認すること
- <http://>

以上

これは訓練です

神奈川県
[消防庁→神奈川県]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 3	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 8時50分
送信元	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信先	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 3

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 8時50分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 9時00分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：プレパンデミックワクチン接種)

想定時間	出来事
5月7日	<p>新型インフルエンザの国外発生を受け、医療従事者等及び社会機能維持者を対象に、プレパンデミックワクチンの接種が政府において決定され、接種場所へのワクチンの配分が開始された。(想定)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、消防職員に対するプレパンデミックワクチンの接種体制を整えるとともに、タミフルの投与のため受診する医療機関を確認するなど、準備を整えるよう、都道府県及び消防機関に対して所要の連絡を行った。(図上訓練)</p> <p>神奈川県より、消防職員へのワクチン接種について、川崎市消防局に対しても、接種場所・日時等が周知された。(図上訓練)</p>

【対応内容】 対象：神奈川県安全防災局

3. 新型インフルエンザが海外で発生したことを受け、消防庁から発出されたプレパンデミックワクチンの接種に関する通知について、管内市町村(川崎市)に対してその内容を周知せよ。

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

消防職員に対するプレパンデミックワクチンの接種方針等について

新型インフルエンザ対策については、平成20年5月1日、「X国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生及び新型インフルエンザ対策の徹底について」（消防救（訓練）第1号消防庁救急企画室長通知）により、政府対策本部及び消防庁新型インフルエンザ緊急対策室の設置について周知するとともに、貴職におかれても、貴都道府県の対策本部と密接に連携した措置を早急に講じるようお願いしていたところです。

今般、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、緊急的に、プレパンデミックワクチンを接種場所に配分し、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、状況に応じ、接種を行うことが決定されました。接種については、別途通知している厚生労働省が策定した接種に関する基本方針及び接種ガイドラインに従って実施される所、貴職におかれては、貴都道府県衛生主管部局と連携の上、消防・防災主管部局対象者及び貴都道府県管内市町村における対象者のプレパンデミックワクチンの接種に向け、接種場所の最終確認を含め、体制を整えるようお願いいたします。

また、タミフルの投与については、患者に濃厚接触した医療従事者等でワクチン未接種の者が十分な防御なく暴露した場合等に投与される所、発生したウイルスの性質に基づき別途示された方針に従い、貴都道府県においても、早期に直接接触する可能性のある救急隊員が受診する医療機関の確認を含め、十分体制を整えるようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対して、本通知内容を周知の上、所要の対応に当たるようご指導をお願いいたします。

以上

これは訓練です

2008/05/08
[神奈川県→川崎市]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 4	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 9時00分
送信元	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信先	川崎市消防局(作戦室) 川崎市危機管理室
送信枚数	4 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 4

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 9時00分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 9時10分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：プレパンデミックワクチン接種)

想定時間	出来事
5月7日	<p>新型インフルエンザの国外発生を受け、医療従事者等及び社会機能維持者を対象に、プレパンデミックワクチンの接種が政府において決定され、接種場所へのワクチンの配分が開始された。(想定)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、消防職員に対するプレパンデミックワクチンの接種体制を整えるとともに、タミフルの投与のため受診する医療機関を確認するなど、準備を整えるよう、都道府県及び消防機関に対して所要の連絡を行った。(図上訓練)</p> <p>神奈川県より、消防職員へのワクチン接種について、川崎市消防局に対しても、接種場所・日時等が周知された。(図上訓練)</p>

【対応内容】 対象：川崎市消防局、危機管理室

4. 新型インフルエンザが海外で発生したことを受け、消防庁から発出されたプレパンデミックワクチンの接種に関する通知について、管内市町村(川崎市)に対してその内容を周知せよ。

2008/05/08

これは訓練です

危 対 第 2 号
平成20年5月16日

各市町村消防長 殿
各市町村危機管理担当（部）局長 殿

神奈川県安全防災局長

消防職員に対するプレパンデミックワクチンの接種方針等について（周知）

標記につきまして、消防庁救急企画室長より別紙のとおり通知がありましたので、通知します。

これは訓練です

2008/05/08

別紙

消防救（訓練）第2号
平成20年5月7日

各都道府県消防・防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

消防職員に対するプレパндеミックワクチンの接種方針等について

新型インフルエンザ対策については、平成20年5月1日、「X国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生及び新型インフルエンザ対策の徹底について」（消防救（訓練）第1号消防庁救急企画室長通知）により、政府対策本部及び消防庁新型インフルエンザ緊急対策室の設置について周知するとともに、貴職におかれても、貴都道府県の対策本部と密接に連携した措置を早急に講じるようお願いしていたところです。

今般、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、緊急的に、プレパндеミックワクチンを接種場所に配分し、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、状況に応じ、接種を行うことが決定されました。接種については、別途通知している厚生労働省が策定した接種に関する基本方針及び接種ガイドラインに従って実施される所、貴職におかれては、貴都道府県衛生主管部局と連携の上、消防・防災主管部局対象者及び貴都道府県管内市町村における対象者のプレパндеミックワクチンの接種に向け、接種場所の最終確認を含め、体制を整えるようお願いいたします。

また、タミフルの投与については、患者に濃厚接触した医療従事者等でワクチン未接種の者が十分な防御なく暴露した場合等に投与される所、発生したウイルスの性質に基づき別途示された方針に従い、貴都道府県においても、早期に直接接触する可能性のある救急隊員が受診する医療機関の確認を含め、十分体制を整えるようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対して、本通知内容を周知の上、所要の対応に当たるようご指導をお願いいたします。

以上

これは訓練です

2008/05/08
[消防庁→川崎市消防局]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 5	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 10時20分
送信元	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信先	川崎市消防局(作戦室)
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 5

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 10時20分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 10時25分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：疑い患者の救急搬送事案に係る報告)

想定時間	出来事
5月16日	<p>【国内】</p> <p>平成20年5月16日、X国から帰国した川崎市内在住の市民(A氏)からの救急要請を川崎市消防局消防指令センターが受信した。消防指令センター員は、新型インフルエンザの国外発生を受け、発熱患者には特に注意して海外渡航歴の有無等を聴取する必要があることを念頭に、内容を聴取すると、通報者A氏は、前日、X国から帰国したが、機内にいる時から発熱があり下痢があったが、空港で申告することなく、公共交通機関を利用し、職場に立ち寄ってから帰宅した後、40℃の発熱・咳・のどの痛みがあり、息苦しさに襲われ、救急要請したことが判明した。消防指令センター員は、X国は新型インフルエンザ発生国であり、症状も政府より情報提供のあった新型インフルエンザと酷似していると判断した。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、ただちに健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課に第一報を入れ、搬送先医療機関など、必要事項を確認するとともに、感染防護対策を講じた上で、救急隊を現場へ出場させた。</p> <p>川崎市消防局は、川崎市立川崎病院にA氏を搬送するとともに、帰署後、新型インフルエンザの発生が疑わしい救急搬送事案があった旨、神奈川県安全防災局に通報し、神奈川県安全防災局危機管理対策課は、消防庁に対して当該事案の第一報を報告するとともに、川崎市消防局は、搬送に用いた救急車の消毒を徹底した。(実働訓練)</p>

【対応内容】 対象：川崎市消防局

5. 扱った疑い患者の救急搬送事案につき、神奈川県安全防災局に対して報告せよ。

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人	
	計 人	重症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
	不明 人	軽 症	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員	人	
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

これは訓練です

[神奈川県→消防庁]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 6	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 10時25分
送信元	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信先	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 6

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 10時25分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 10時30分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：疑い患者の救急搬送事案に係る報告)

想定時間	出来事
5月16日	<p>【国内】</p> <p>平成20年5月16日、X国から帰国した川崎市内在住の市民(A氏)からの救急要請を川崎市消防局消防指令センターが受信した。消防指令センター員は、新型インフルエンザの国外発生を受け、発熱患者には特に注意して海外渡航歴の有無等を聴取する必要があることを念頭に、内容を聴取すると、通報者A氏は、前日、X国から帰国したが、機内にいる時から発熱があり下痢があったが、空港で申告することなく帰宅後、40℃の発熱・咳・のどの痛みがあり、息苦しさに襲われ、救急要請したことが判明した。消防指令センター員は、X国は新型インフルエンザ発生国であり、症状も政府より情報提供のあった新型インフルエンザと酷似していると判断した。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、ただちに健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課に第一報を入れ、搬送先医療機関など、必要事項を確認するとともに、感染防護対策を講じた上で、救急隊を現場へ出場させた。</p> <p>川崎市消防局は、川崎市立川崎病院にA氏を搬送するとともに、帰署後、新型インフルエンザの発生が疑わしい救急搬送事案があった旨、神奈川県安全防災局に通報し、神奈川県安全防災局危機管理対策課は、消防庁に対して当該事案の第一報を報告するとともに、川崎市消防局は、搬送に用いた救急車の消毒を徹底した。(実働訓練)</p>

【対応内容】 対象：消防庁

6. 川崎市消防局から受信した新型インフルエンザ疑い患者の救急搬送事案につき、庁内幹部に対して報告するとともに、関係機関に通報せよ。

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人	
		重症	人 (人)	
	計 人	中等症	人 (人)	
	不明 人	軽症	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員	人	
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

これは訓練です

2008/05/08
[消防庁→神奈川県]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 7	
送信日時	平成 20 年5月 21日(水) 10時25分
送信元	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信先	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 7

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 10時25分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 10時30分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：新型インフルエンザ国内発生の確認)

想定時間	出来事
5月17日 - 5月18日	<p>川崎市衛生研究所の検査により A 氏から分離されたウイルスは H5 (N型不明) であることが判明したため、川崎市は検査結果及び任意の疫学調査結果を厚生労働省結核感染症課に連絡するとともに、疫学調査の専門家の派遣を要請した。</p> <p>また、国と神奈川県と川崎市とで、H5 (N型不明) がでたことを受け、プレス発表を行った。(想定)</p> <p>同時平行で、N亜型の確定のため、川崎市職員が検体を国立感染症研究所に持参。結果、当該ウイルスが新型インフルエンザウイルス (H5N1) であることが確定された。</p> <p>これを受け、政府新型インフルエンザ対策本部は、フェーズ 4 B を宣言し、地域封じ込めの実施や外出・集会の自粛の要請等、国内におけるまん延の防止対策の協議・決定を行った。(想定)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、フェーズ 4 B への移行を受け、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者の救急搬送については、遅滞なく都道府県を通じて消防庁に報告するよう消防機関に対して要請を行った。(図上訓練)</p> <p>神奈川県においては、各保健福祉事務所、各感染症指定医療機関の医師など、新型インフルエンザに関する知識・経験を有する専門家で「神奈川県新型インフルエンザ対策チーム」を組織し、厚生労働省から派遣される新型インフルエンザ対策チームとともに、診断、検査、疫学調査等に関する技術的な助言を行うこととした。また、政府の方針に基づき、厚生労働省より神奈川県に、接触した消防職員に対するタミフルの予防投与が円滑に行われるよう連絡が行われた (1 錠 10 日間)。(想定)</p>

【対応内容】 対象：神奈川県安全防災局

7. 新型インフルエンザが国内発生したことを受け、消防庁が発出した通知の内容につき、管内市町村(川崎市)に周知せよ。

神奈川県安全防災局長 殿

消防庁救急企画室長

新型インフルエンザ対策の強化及び
国内フェーズの引き上げ（フェーズ4B）について

新型インフルエンザ対策については、X国における新型インフルエンザ感染事案の発生を受け、「X国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生及び新型インフルエンザ対策の徹底について」（平成20年5月1日付け消防救（訓練）第1号消防庁救急企画室長通知）により、政府の新型インフルエンザ対策本部及び消防庁新型インフルエンザ緊急対策室の設置について周知するとともに、貴職におかれても、貴都道府県の対策本部と密接に連携した措置を早急に講じるようお願いしていたところです

今般、5月19日の**貴県における新型インフルエンザ感染事案の発生**を受け、政府対策本部により、国内フェーズとして**フェーズ4Bが宣言**されましたのでお知らせするとともに、貴都道府県対策本部におかれては、**×××により¹**、政府対策本部への状況の報告等を含め、対策の強化に万全を期すよう重ねてお願いしているところです。

現在、貴県における感染事案については、厚生労働省による支援のもと、国立感染症研究所と連携し、貴県保健福祉部により感染患者の積極的疫学調査が実施されているところですが、感染患者と接触した者や接触が疑われる者も含め、**新型インフルエンザへの感染を懸念する発熱患者等からの救急要請の増大も予想**されるところ、貴職におかれては、衛生主管部（局）及び関係医療機関と密接に連携し、**消防機関に伝達することが望ましい情報については、迅速に貴県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対しても遅滞なく伝達するほか、救急隊員等の感染防止対策の徹底についても再度周知**をお願いします。また、「**新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）**」のうち、特に「**個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関するガイドライン**」及び**健康管理に係る下記の事項**について、貴部（局）職員及び管内市町村をはじめとして一般に広く周知の上、**個々人においても所要の対策**を講じるようご指導の徹底をお願いします。

また、新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送については、**遅滞なく都道府県を通じて消防庁にも報告するよう**お願いします。

記

- ・手洗い、うがいの励行
- ・個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めること
- ・38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないこと
- ・公共交通機関の利用を可能な限り避けること

¹ 消防庁の通知に先立ち、感染症法等に基づき、厚生労働大臣（場合によっては政府対策本部）から当該都道府県知事あて別途指示が行われていることを想定。

これは訓練です

2008/05/08
[神奈川県→川崎市]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 8	
送信日時	平成 20 年5月 21 日(水) 10時30分
送信元	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信先	川崎市消防局(作戦室) 川崎市危機管理室
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

これは訓練です

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 8

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日(水) 10時30分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日(水) 10時35分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：新型インフルエンザ国内発生の確認)

想定時間	出来事
5月17日 - 5月18日	<p>川崎市衛生研究所の検査により A 氏から分離されたウイルスは H5 (N 型不明) であることが判明したため、川崎市は検査結果及び任意の疫学調査結果を厚生労働省結核感染症課に連絡するとともに、疫学調査の専門家の派遣を要請した。</p> <p>また、国と神奈川県と川崎市とで、H5 (N 型不明) がでたことを受け、プレス発表を行った。(想定)</p> <p>同時平行で、N 亜型の確定のため、川崎市職員が検体を国立感染症研究所に持参。結果、当該ウイルスが新型インフルエンザウイルス (H5N1) であることが確定された。</p> <p>これを受け、政府新型インフルエンザ対策本部は、フェーズ 4 B を宣言し、地域封じ込めの実施や外出・集会の自粛の要請等、国内におけるまん延の防止対策の協議・決定を行った。(想定)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、フェーズ 4 B への移行を受け、新型インフルエンザ感染の疑いのある患者の救急搬送については、遅滞なく都道府県を通じて消防庁に報告するよう消防機関に対して要請を行った。(図上訓練)</p> <p>神奈川県においては、各保健福祉事務所、各感染症指定医療機関の医師など、新型インフルエンザに関する知識・経験を有する専門家で「神奈川県新型インフルエンザ対策チーム」を組織し、厚生労働省から派遣される新型インフルエンザ対策チームとともに、診断、検査、疫学調査等に関する技術的な助言を行うこととした。また、政府の方針に基づき、厚生労働省より神奈川県に、接触した消防職員に対するタミフルの予防投与が円滑に行われるよう連絡が行われた (1 錠 10 日間)。(想定)</p>

【対応内容】 対 象:川崎市消防局、危機管理対策室

8. 新型インフルエンザの国内発生につき、消防庁から注意喚起の通知が発出されたが、その内容につき、川崎市消防局をはじめとする関係機関に周知せよ。

2008/05/08

これは訓練です

危 対 第 3 号
平成20年5月21日

各市町村消防長 殿
各市町村危機管理担当（部）局長 殿

神奈川県安全防災局長

新型インフルエンザ対策の強化及び
国内フェーズの引き上げ（フェーズ4B）について（周知）

標記につきまして、消防庁救急企画室長より別添のとおり通知がありましたので、通知します。

消防救（訓練）第3号
平成20年5月19日

神奈川県安全防災局長 殿

消防庁救急企画室長

新型インフルエンザ対策の強化及び
国内フェーズの引き上げ（フェーズ4B）について

新型インフルエンザ対策については、X国における新型インフルエンザ感染事案の発生を受け、「X国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生及び新型インフルエンザ対策の徹底について」（平成20年5月1日付け消防救（訓練）第1号消防庁救急企画室長通知）により、政府の新型インフルエンザ対策本部及び消防庁新型インフルエンザ緊急対策室の設置について周知するとともに、貴職におかれても、貴都道府県の対策本部と密接に連携した措置を早急に講じるようお願いしていたところです。

今般、5月21日の貴県における新型インフルエンザ感染事案の発生を受け、政府対策本部により、国内フェーズとしてフェーズ4Bが宣言されましたのでお知らせするとともに、貴都道府県対策本部におかれては、 $\times \times \times$ により²、政府対策本部への状況の報告等を含め、対策の強化に万全を期すよう重ねてお願いしているところです。

現在、貴都道府県における感染事案については、厚生労働省による支援のもと、国立感染症研究所と連携し、貴県保健福祉部により感染患者の積極的疫学調査が実施されているところですが、感染患者と接触した者や接触が疑われる者も含め、新型インフルエンザへの感染を懸念する発熱患者等からの救急要請の増大も予想される^{ところ}、貴職におかれては、衛生主管部（局）及び関係医療機関と密接に連携し、消防機関に伝達することが望ましい情報については、迅速に貴県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対しても遅滞なく伝達するほか、救急隊員等の感染防止対策の徹底についても再度周知をお願いします。また、「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」のうち、特に「個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関するガイドライン」及び健康管理に係る下記の事項について、貴部（局）職員及び管内市町村をはじめとして一般に広く周知の上、個々人においても所要の対策を講じるようご指導の徹底をお願いします。

また、新型インフルエンザの疑いのある患者の救急搬送については、遅滞なく都道府県を通じて消防庁にも報告するようお願いします。

記

- ・手洗い、うがいの励行
- ・個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めること
- ・38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないこと
- ・公共交通機関の利用を可能な限り避けること

² 消防庁の通知に先立ち、感染症法等に基づき、厚生労働大臣（場合によっては政府対策本部）から当該都道府県知事あて別途指示が行われていることを想定。

これは訓練です

[消防庁→神奈川県]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 9	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 11時05分
送信元	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信先	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 9

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時05分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時10分

シナリオ①

シナリオ① (初動対応：疑い患者の救急搬送事案に係る報告)

想定時間	出来事
5月21日	<p>【国内】</p> <p>平成20年5月21日、同時間帯に38℃以上の発熱・のどの痛み・下痢・嘔吐があり意識レベルが低下した傷病者が発生したとの救急要請が再度、川崎区内からB氏及びC氏から2件あった。消防指令センターにおいて症状を詳しく聴取したところ、渡航経験はないものの、B氏は川崎区で新型インフルエンザに感染したA氏と職場が同一であることが判明し、また、C氏は、A氏と通勤経路が同一であることが判明したため、川崎市内における感染者の拡大が懸念される事態となった。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課へ通報するとともに、新型インフルエンザの感染が疑われる患者の搬送専用とした救急車により、感染防止対策を徹底した上で、救急隊の出場を行うこととした。(実働訓練)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、都道府県を通じ消防機関に対して、感染患者の拡大による救急需要の増加に備え、体制を万全に整えるとともに、感染防御資器材の備蓄について適切な調整を図るよう要請した。(図上訓練)</p>

【対応内容】 対象:神奈川県安全防災局

9. 新型インフルエンザの国内発生につき、消防庁から注意喚起の通知が発出されたが、その内容につき、管内市町村(川崎市)に周知せよ。

事務連絡
平成20年5月21日

神奈川県安全防災局危機管理対策課 御中

消防庁救急企画室

新型インフルエンザ感染が拡大している地域における消防機関の対応体制の確認
及び感染防御資器材の調整について

新型インフルエンザ対策については、「国における新型インフルエンザのヒトからヒトへの感染事案の発生及び新型インフルエンザ対策の徹底について」平成20年5月1日付消防救（訓練）第1号消防庁救急企画室長通知により、貴県における対策本部と密接に連携した措置を講じるようお願いするとともに、「新型インフルエンザ対策の強化及び国内フェーズの引き上げ（フェーズ4B）について」平成20年5月19日付消防救（訓練）第2号消防庁救急企画室長通知により、「個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関するガイドライン」等に従い、個々人においても所要の対策を講じるべき旨伝達していたところです。

特に、貴県におかれては、新型インフルエンザ（H5N1）の感染が広がり、罹患者が多く発生している状況にあるところ、貴職におかれては、貴県管内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）の消防機関と貴県保健福祉部及び関係医療機関との連携・連絡体制を確認・強化するとともに、特に、「不要不急の救急要請の自粛に関して一般に広く呼びかけ、感染拡大の防止に努める」ようお願いします。

また、現在の貴県管内市町村における消防機関の対応体制について確認するほか、特に罹患者が多いと考えられる地域において、感染防御資器材の十分な備蓄がない場合は、県下で調整するとともに、消防庁に対してこれら状況につき適時報告を行うようお願いします。

以上

これは訓練です

2008/05/08
[神奈川県→川崎市]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 10	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 11時10分
送信元	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信先	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 10

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時10分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時15分

シナリオ②

シナリオ② (感染拡大：感染防御資器材の確認等)

想定時間	出来事
5月21日	<p>【国内】</p> <p>平成20年5月21日、同時間帯に38℃以上の発熱・のどの痛み・下痢・嘔吐があり意識レベルが低下した傷病者が発生したとの救急要請が再度、川崎区内からB氏及びC氏から2件あった。消防指令センターにおいて症状を詳しく聴取したところ、渡航経験はないものの、B氏は川崎区で新型インフルエンザに感染したA氏と職場が同一であることが判明し、また、C氏は、A氏と通勤経路が同一であることが判明したため、川崎市内における感染者の拡大が懸念される事態となった。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課へ通報するとともに、新型インフルエンザの感染が疑われる患者の搬送専用とした救急車により、感染防止対策を徹底した上で、救急隊の出場を行うこととした。(実働訓練)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、都道府県を通じ消防機関に対して、感染患者の拡大による救急需要の増加に備え、体制を万全に整えるとともに、感染防御資器材の備蓄について適切な調整を図るよう要請した。(図上訓練)</p>

【対応内容】 対象:神奈川県安全防災局

10. 神奈川県内市町村における消防機関の対応体制について確認するほか、特に罹患者が多いと考えられる地域において、感染防御資器材の十分な備蓄がない場合は、県下で調整するとともに、消防庁に対してこれら状況につき報告せよ。

事務連絡
平成20年5月21日

消防庁救急企画室 御中

神奈川県安全防災局危機管理対策課

新型インフルエンザ感染が拡大している地域における消防機関の対応体制の確認
及び感染防御資器材の調整について（回答）

「新型インフルエンザ感染が拡大している地域における消防機関の対応体制の確認及び感染防御資器材の調整について」（平成20年5月21日付け事務連絡）において照会のあった内容について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 新型インフルエンザ発生市町村（川崎市）における消防機関の対応状況

川崎市消防局において、発熱患者専用の救急隊を3隊設置し、新型インフルエンザ疑い患者の搬送にあてるほか、当該患者を感染症指定病院である川崎市立川崎病院に搬送することとしている。新型インフルエンザ様症状を呈する者からの救急要請の増加が今後見込まれるところ、川崎市立川崎病院の収容能力を超えた場合は、〇〇病院に協力を依頼することとしている。

救急隊員の中で期せずして濃厚接触を行った者については、▼▼病院においてタミフルの投与を行うこととしているが、現在のところ、救急隊員で濃厚接触者は発生していない。

2. 感染防御資器材の備蓄状況

川崎市においては、平成20年5月1日現在、感染防止衣上衣720着、下衣150着、N95マスク1200個、サージカルマスク5,700個、感染防止用手袋150,000セット、シューズカバー1,000枚の備蓄量であった。ゴーグルについては、…を使用することとしており、現在の備蓄量で、50回の救急搬送に耐えうるものと考えているが、なお、十分とは言い難いため、不足に備え、〇〇〇から融通するよう調整中である。

以上

これは訓練です

2008/05/08
[消防庁→川崎市消防局]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 11	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 11時20分
送信元	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信先	川崎市消防局(作戦室)
送信枚数	3 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 11

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時20分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時25分

シナリオ②

シナリオ② (感染拡大：疑い患者の救急搬送事案に係る報告)

想定時間	出来事
5月21日	<p>【国内】</p> <p>平成20年5月21日、同時間帯に38℃以上の発熱・のどの痛み・下痢・嘔吐があり意識レベルが低下した傷病者が発生したとの救急要請が再度、川崎区内からB氏及びC氏から2件あった。消防指令センターにおいて症状を詳しく聴取したところ、渡航経験はないものの、B氏は川崎区で新型インフルエンザに感染したA氏と職場が同一であることが判明し、また、C氏は、A氏と通勤経路が同一であることが判明したため、川崎市市内における感染者の拡大が懸念される事態となった。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課へ通報するとともに、新型インフルエンザの感染が疑われる患者の搬送専用とした救急車により、感染防止対策を徹底した上で、救急隊の出場を行うこととした。(実働訓練)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、都道府県を通じ消防機関に対して、感染患者の拡大による救急需要の増加に備え、体制を万全に整えるとともに、感染防御資器材の備蓄について適切な調整を図るよう要請した。(図上訓練)</p>

【対応内容】 対象：川崎市消防局

11. 扱った疑い患者の救急搬送事案につき、神奈川県安全防災局に対して報告せよ。

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人	
		重症	人 (人)	
	計 人	中等症	人 (人)	
	不明 人	軽症	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員	人	
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

これは訓練です

[神奈川県→消防庁]

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

図上訓練 送信票

様式 12	
送信日時	平成 20 年5月21日(水) 11時20分
送信元	神奈川県安全防災局危機管理対策課危機管理対策班
送信先	消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部
送信枚数	2 枚 (本送信票を含む)

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

様式 12

送信日時	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時25分
対応期限	平成 20 年 5 月 21 日 (水) 11時30分

シナリオ①

シナリオ① (感染拡大：疑い患者の救急搬送事案に係る報告)

想定時間	出来事
5月21日	<p>【国内】</p> <p>平成20年5月21日、同時間帯に38℃以上の発熱・のどの痛み・下痢・嘔吐があり意識レベルが低下した傷病者が発生したとの救急要請が再度、川崎区内からB氏及びC氏から2件あった。消防指令センターにおいて症状を詳しく聴取したところ、渡航経験はないものの、B氏は川崎区で新型インフルエンザに感染したA氏と職場が同一であることが判明し、また、C氏は、A氏と通勤経路が同一であることが判明したため、川崎市内における感染者の拡大が懸念される事態となった。</p> <p>これを受け、川崎市消防局は、健康福祉局保健福祉部疾病対策課及び神奈川県安全防災局危機管理対策課へ通報するとともに、新型インフルエンザの感染が疑われる患者の搬送専用とした救急車により、感染防止対策を徹底した上で、救急隊の出場を行うこととした。(実働訓練)</p> <p>消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部は、都道府県を通じ消防機関に対して、感染患者の拡大による救急需要の増加に備え、体制を万全に整えるとともに、感染防御資器材の備蓄について適切な調整を図るよう要請した。(図上訓練)</p>

【対応内容】 対象：消防庁

12. 川崎市消防局から受信した新型インフルエンザ疑い患者の救急搬送事案につき、庁内幹部に対して報告するとともに、関係機関に通報せよ。

新型インフルエンザ： 感染対策と患者搬送

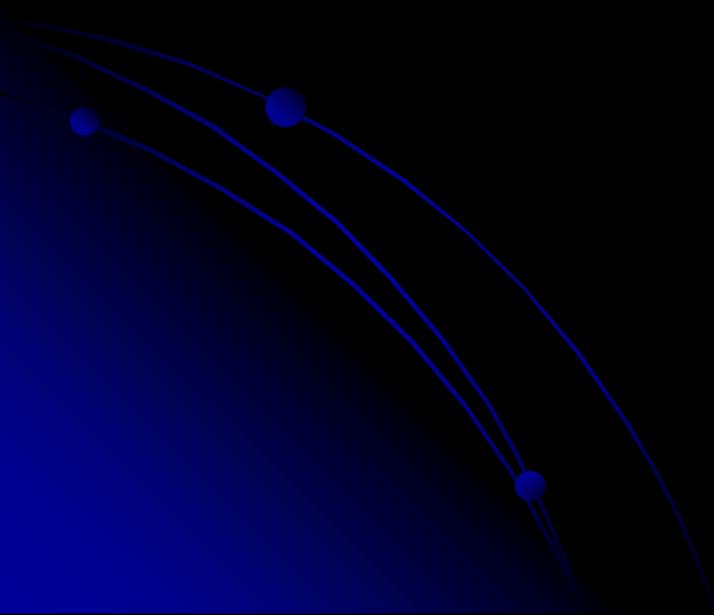
森兼 啓太

国立感染症研究所 感染症情報センター
主任研究官

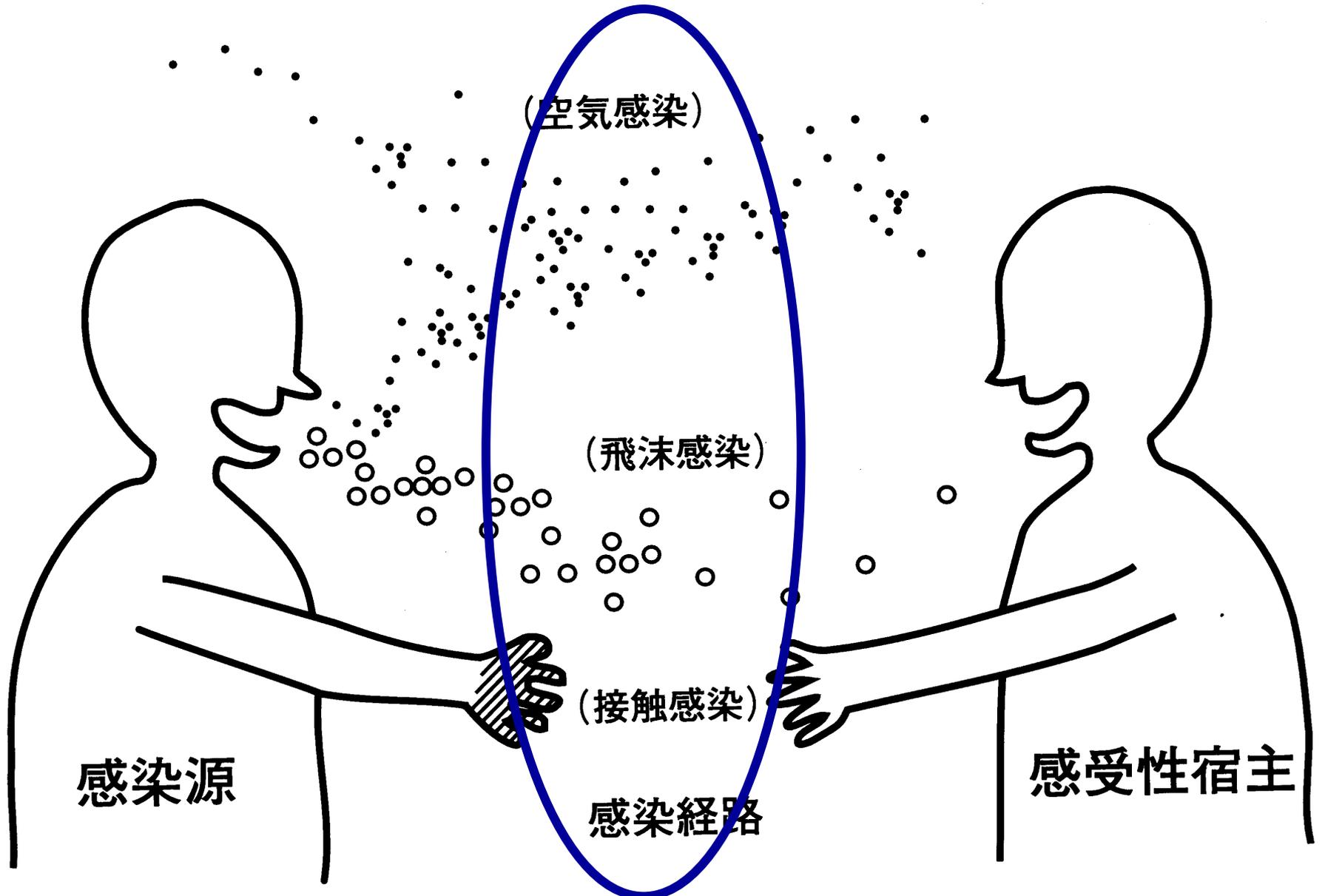
2008年5月21日

消防機関における新型インフルエンザ対策総合訓練

医療における感染対策の基本 「感染経路と経路別予防策」



病原体の伝播



接触感染

- 感染・保菌者との接触により起こる感染
 - 接触しなければ感染しない
- MRSAなどほとんどの細菌
- 多くのウイルス
- 患者→医療従事者→患者
- 患者→医療器具→患者

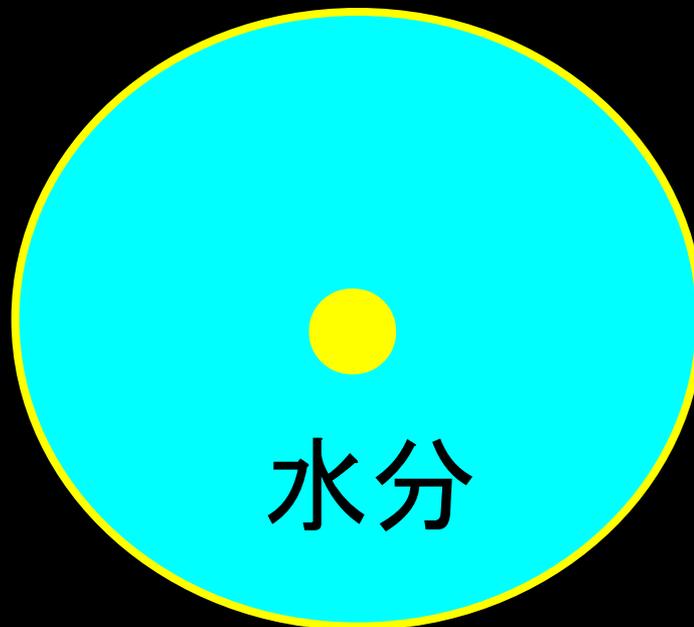
飛沫感染

- 飛沫を介した感染
- 飛沫
 - 直径5ミクロン以上、病原体を含んだ水分
 - 「くしゃみ」などで発生
 - 空気中を「飛ぶ」が、せいぜい1-2m、数秒で床に落下
 - 吸い込んだ人の眼、鼻、口、気道で感染
- 代表的疾患：インフルエンザ

飛沫と飛沫核

飛沫

直径 $5\mu\text{m}$ 以上



水分

蒸発



飛沫核

直径 $5\mu\text{m}$ 以下



空気感染

- 飛沫核を介した感染
- 飛沫核
 - 病原体を含んだ小粒子
 - 直径5ミクロン以下
 - 落下速度は非常に遅い
 - 空気中を浮遊し、部屋中に充満
 - 同室あるいはより遠く離れた人にも感染
- 代表的疾患：結核、麻疹（はしか）

その他、ほこり（塵埃）を介する経路もあり

感染症の種類が判明している



感染経路を知ることが重要！

→ 経路別予防策を実施

接触予防策

- 手袋、ガウンの着用
- 個室管理または集団隔離
- 聴診器や体温計等の器具を他の患者と共有しない



飛沫予防策

- 咳・くしゃみ・会話で発生する「しぶき」を避ける
- 1-2m以内に近寄らない
- 眼、鼻、気道を保護→
サージカルマスク、ゴーグル/フェースシールドの使用
- 患者もマスクを使用
- カーテンなどの障壁による区分化も有効



空気予防策

- N95マスクあるいはそれ以上の性能のマスク
- 患者病室に対する陰圧維持と換気



N95マスク



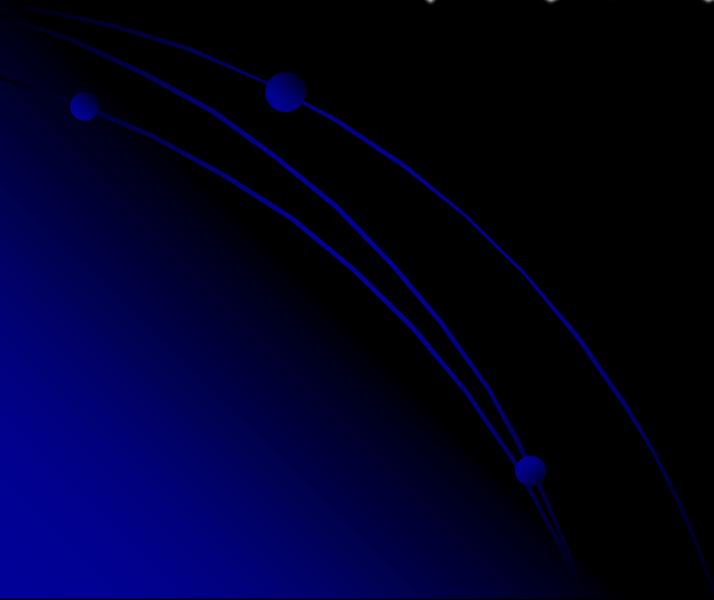
PAPR
(Powered air-purifying respirator)

感染症の種類が判明していない場合
感染症があるかどうかわからない場合



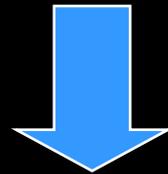
何もしなくてよいのか??
どこまで予防策を講じればよいのか??

すべての患者に対する感染対策
—標準予防策—
(スタンダードプリコーション)



標準予防策

- 感染症の有無に関わらず、「すべての患者の血液、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）は感染性あり」とみなす



1. 手洗い
2. 手袋、エプロン、マスク、ゴーグル等の着用
 - 予想される汚染の部位や程度に応じて

隔離予防策：総合的な感染予防策

接触予防策

飛沫予防策

空気予防策

標準予防策

隔離予防策のためのCDCガイドライン(2007年)

個人防護具 (Personal Protective Equipment、PPE)



通常のヒト型インフルエンザ

- 飛沫感染が主体と考えられている
 - 口や鼻からの飛沫感染が圧倒的に多い
 - 接触感染の関与も多少はあり
 - 人工呼吸のための気管内挿管や、気管支内視鏡検査、ネブライザーなどの手技の際には、**空気感染**も起こりうる
- **飛沫予防策**が感染対策の中心



鳥インフルエンザ(A/H5N1)

- インフルエンザではあるが、感染経路が不明
 - 飛沫感染が主体と考えられるが、エビデンスが少ない
 - 致死率が高く、ワクチンもない
- インフルエンザ(H5N1)の患者やそれらの疾患が疑われる患者に対しては、

標準予防策

接触予防策

飛沫予防策

空気予防策

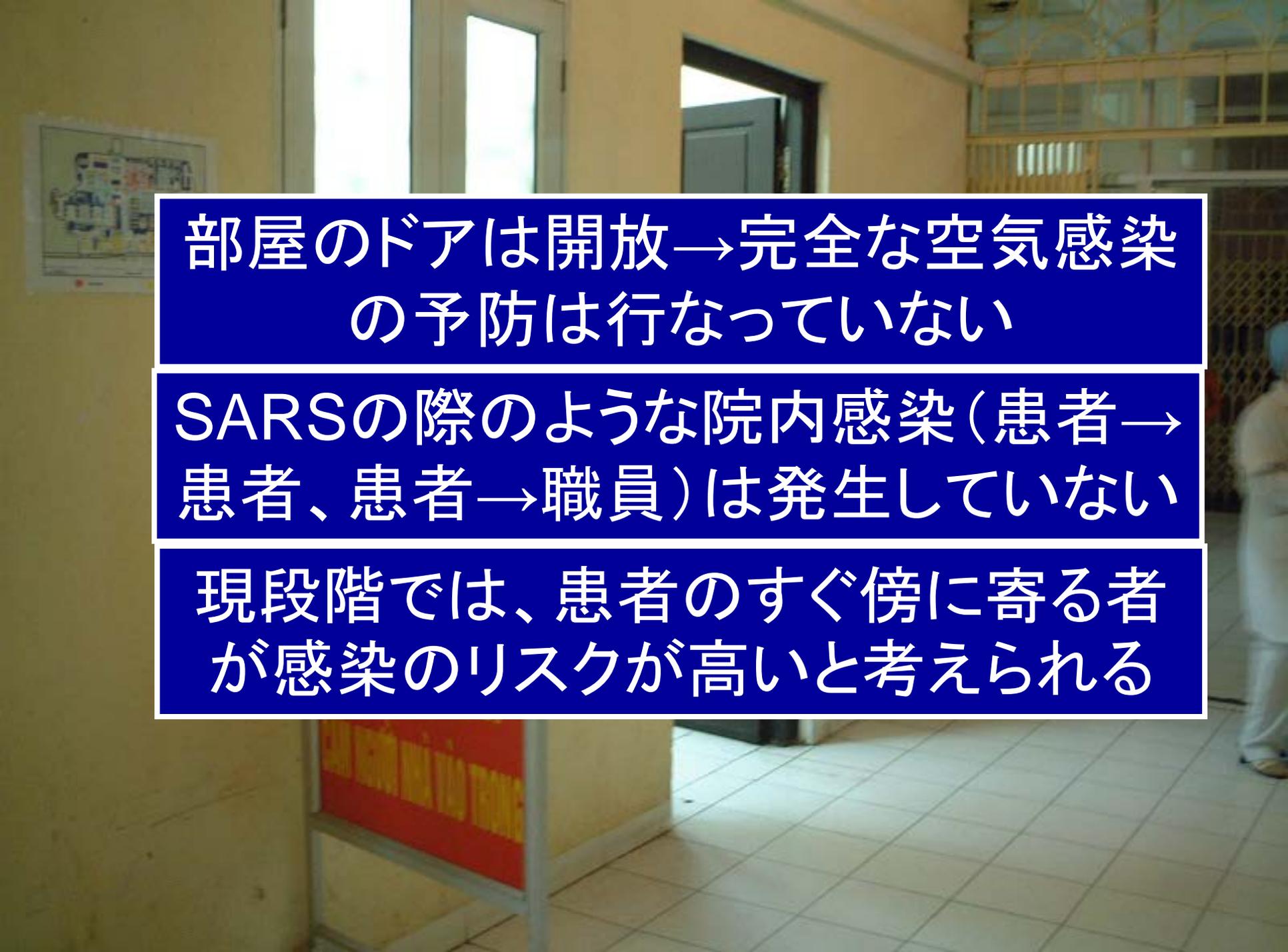
のすべてを実施することが望ましい。



N95マスク：
空気感染の予防

マスクおよびゴーグル：
飛沫感染の予防

手袋とガウン：
接触感染の予防

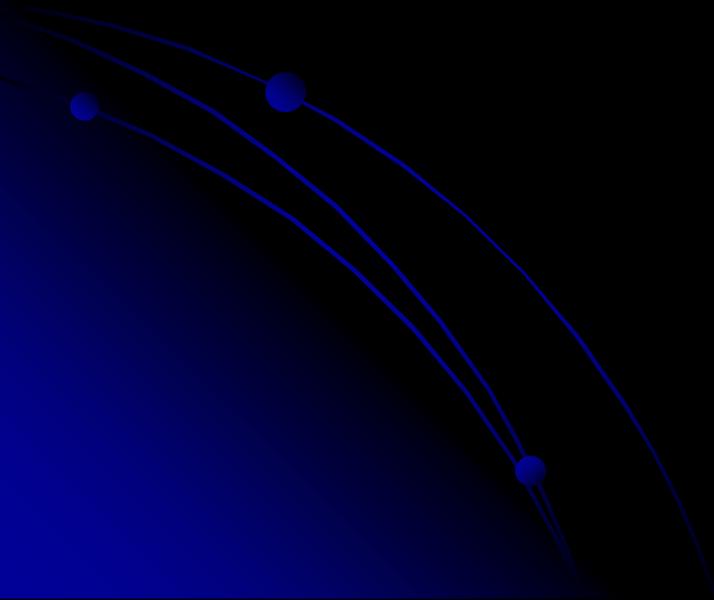
A photograph of a hospital hallway. In the center, a white door is open, revealing a brightly lit room. The hallway has light-colored tiled floors and yellow walls. To the left, a framed poster is visible on the wall. To the right, a person in white scrubs is partially visible, walking away from the camera. The text is overlaid on three dark blue rectangular boxes with white borders.

部屋のドアは開放→完全な空気感染
の予防は行なっていない

SARSの際のような院内感染（患者→
患者、患者→職員）は発生していない

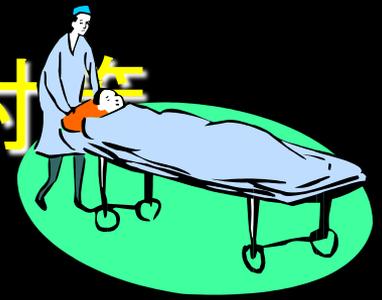
現段階では、患者のすぐ傍に寄る者
が感染のリスクが高いと考えられる

新型インフルエンザに対しては？



新型インフルエンザの感染対策

(1) 流行初期



- 最高レベルの感染対策
 - H5N1患者への対応の延長線上
- 接触・飛沫・空気予防策のすべてを実施
 - 「フルPPE」
- 患者は個室に収容、陰圧下で管理
- とはいえ、患者のすぐそばに寄らなければそれほど感染リスクが高いとは考えられない

新型インフル訓練(徳島県、2007年2月5日)

N95マスク:
空気予防策
(含: 飛沫予防策)

ゴーグル:
飛沫予防策

手袋とガウン:
接触予防策



新型インフル訓練(徳島県、2007年2月5日)



新型インフル訓練(徳島県、2007年2月5日)



新型インフル訓練(徳島県、2007年2月5日)



患者搬送の基本

- 患者のすぐそばに寄る人が、接触・飛沫・空気予防策を取ればよい
- インフルエンザは基本的に呼吸器感染症
 - 患者の口や鼻からウイルスを含んだ飛沫・飛沫核が出る
 - 全身からウイルスが舞い散るわけではない
- 搬送者(救急隊員)の感染対策と迅速で安全な患者移送の両面を視野に入れる

アイソレータを使いますか？



- 患者急変時の対応が困難
 - 運搬に時間がかかる
 - 患者の精神的不安が増大
- デメリットだらけ

院内感染対策ガイドライン

(2) 大流行時



- 多数の患者に最高レベルの感染対策を行うことは非实际的
- 院内感染よりもむしろ市中感染がメインに
 - 人混み、家庭
- 通常のインフルと同様の飛沫予防策が中心
 - エアロゾルを産生するような手技(気管内挿管など)の際には空気予防策(N95マスク)を
- 外来で患者を上手に「さばく」ことが必要

患者数が増えてきたら、、、
(2007年2月、徳島県の訓練より)



確かに絵には
なりませんが、、、

Fever Screening Station(台灣)



個人防護具 (Personal Protective Equipment、PPE)





PPE着用の順序*

- まずガウン
- マスク
- ゴーグル あるいは フェイスシールド
- 手袋

*PPEの組合せが順序に影響する

N95マスクの着用法

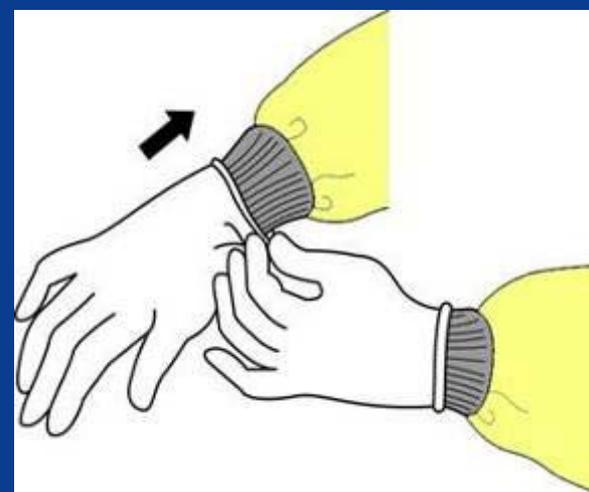
- フィットテストしたる過マスクを選択する
- 鼻、口、あごを覆う
- 可変式の鼻部分を鼻梁の上にフィットさせる
- ひも/ゴムバンドで頭にしっかり固定
- フィットするよう調節する
- フィットチェックを行なう
 - 吸気 – レスピレーターはへこむはず
 - 呼気 – 顔周囲のリークをチェックする





手袋の着用法

- 手袋は最後に着用する
- 正しいタイプとサイズを選択
- 手袋の中に手を入れる
- アイソレーションガウンの袖口を覆うように手袋を広げる





PPEの安全な外し方



PPEの“汚染”と“清潔”の区域

- 汚染 – 前部の外側
- 感染性病原体がいたかもしれない、体の部位・物質・環境表面に触った、あるいは触ったおそれのあるPPEの区域
- 清潔 – 内側, 背部の外側, 頭や背中のみ
 - 感染性病原体に触ったおそれのないPPEの区域

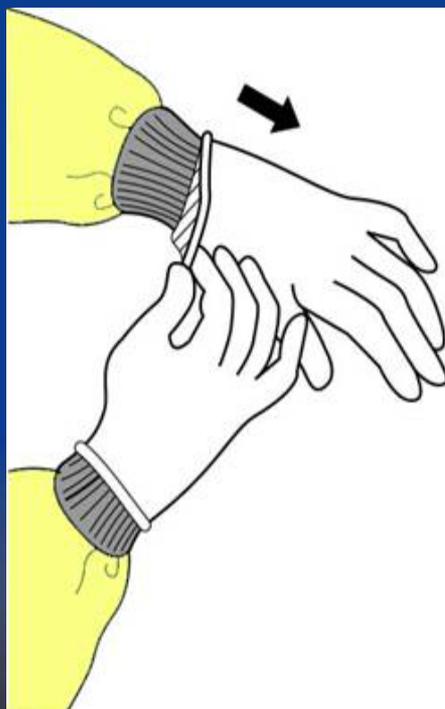


PPEを外す順序

- 手袋
- フェイスシールド／ゴーグル
- ガウン
- マスク

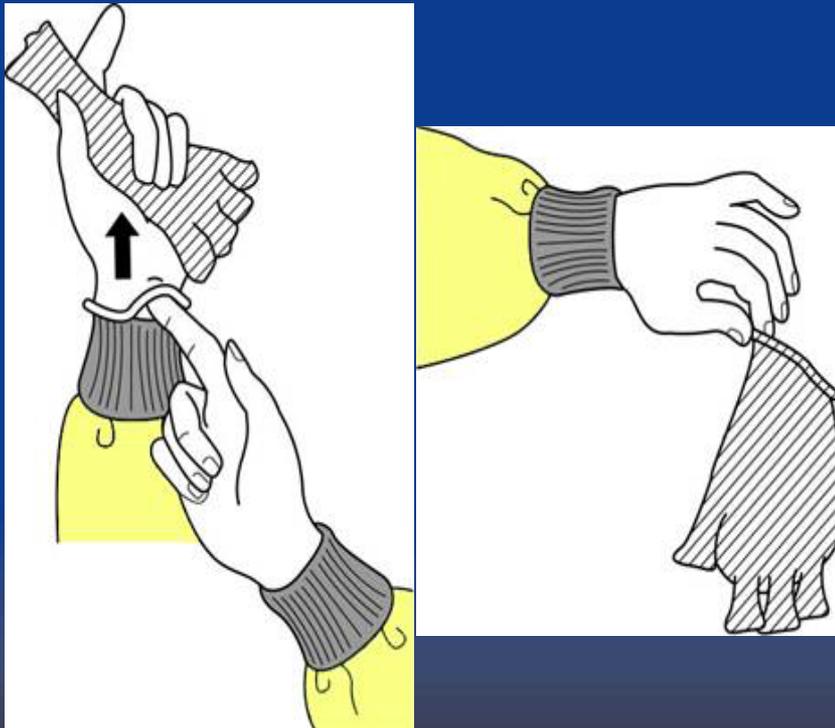


手袋の外し方 (1)



- 手首近くの縁の外側をつまむ
- 手袋が裏表反対になるように、手から脱がしてゆく
- 手袋した反対の手で持つ

手袋の外し方 (2)



- 残っている手袋の手首の下に手袋していない指を滑り込ませる
- 両方の手袋のバッグを作るようにして、内側から脱がす
- 廃棄する

ゴーグル・フェイスシールドの 外し方



- イヤ／ヘッドピースを手袋していない手でつまむ
- 顔から外す
- 再処理/廃棄用に指定された容器に入れる



ガウンの外し方

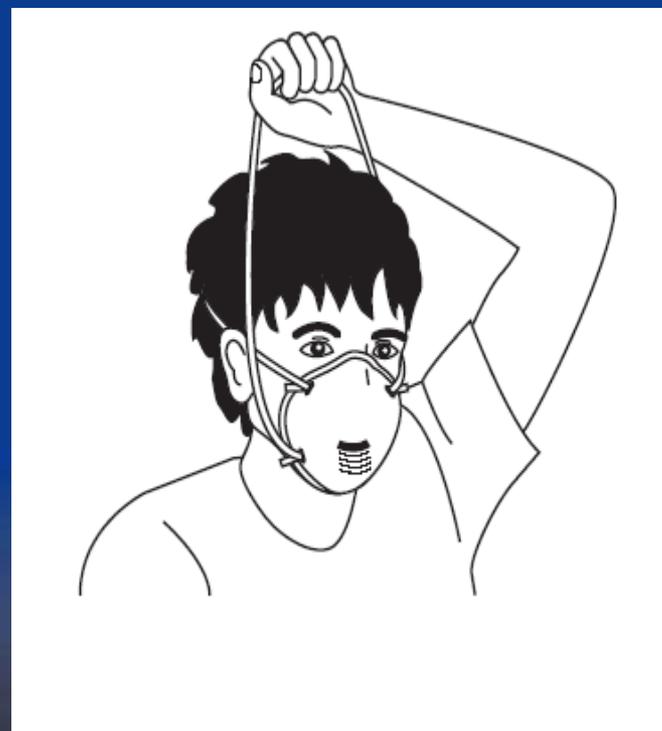


- ひもをほどく
- 首と肩から脱ぎ下ろす
- 汚染した外側を内側へとくるくる巻いてゆく
- たたみ、まるめて一束にする
- 廃棄する



N95マスクの外し方

- まず下のゴムバンドを頭の上に持ち上げる
- 次に上のゴムバンドを持ち上げて外す
- 廃棄する





手指衛生

- PPEを外して後はすぐに手指衛生を行なう
 - PPEを外しているときに手が目に見えて汚染したなら、手を洗ってから、PPEを外すことを続ける
 - 石けん流水で手を洗うか、アルコール擦り込み剤を使う
- * 必要とされる場所に、手洗い設備(たとえば、シンクやアルコール擦り込み剤)が使用できることを保証する

I V. 資料

1. 新型インフルエンザ感染患者搬送に係る留意事項

本留意事項は、今回の総合訓練の実施にあたり、「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」（医療施設等における感染対策ガイドライン）及び国立感染症研究所感染症情報センター、厚生労働省の協力を得てまとめたものであるので参考にされたい。

（1）患者搬送に必要な器材

物品	用途	考え方等
感染防止衣（上・下）	救急隊が使用	・水を通さない材質 ・ディスポーザブル ・体の前面が最も防御されるもの
ディスポーザブル手袋	1回の搬送ごとに交換	・水を通さない材質 ・手指にフィットするもの
N95マスク		
ゴーグル	救急隊が使用	・患者由来の液体が目に入らないように防御 ・救急搬送後、消毒し再使用
ゴムの長靴	（必要に応じて）救急隊が使用	使用後、エタノールによる清拭
ヘルメット又は帽子	（必要に応じて）救急隊が使用	・毛髪を隠すもの ・装着時に耳も完全に覆われるものが望ましい
サージカルマスク	患者が使用	
手指消毒用アルコール製剤	消毒	・エタノール、イソプロパノール共に70%以上
次亜塩素酸ナトリウム水溶液		
清拭用資材（タオル、ガーゼなど）		
感染性廃棄物処理容器	廃棄	使用後の物品を廃棄するためのもの
その他		

（2）感染防御衣着脱のポイント

- ① 感染防御衣を着る。
- ② 帽子又はをかぶる（毛髪部分と耳は帽子で覆う）。
- ③ N95 マスクを装着する（鼻、口、あごを覆う）。

下側のひも/ゴムバンドを先にあごから額に持ち上げ、後頭部に固定し、上側のひもも同様に後頭部に回して固定する。可変式の鼻部分を鼻梁の上にフィットさせ、ひも/ゴムバンドで頭にしっかり固定し、フィットするよう調節する。

※（フィットチェック）吸気-マスクは凹むはず。呼気-顔周囲の漏れをチェックする。

- ④ ゴーグルを装着する。
ゴーグルは目を覆うように取り付け、イヤピースかヘッドバンドで頭にしっかりと固定する。
- ⑤ 手袋をつける（ガウンの袖の上に装着する）。

(3) 救急隊の対応のポイント

(119番通報受信時)

- 119番通報受信時は、海外渡航歴の有無、発熱・咳・のどの痛み等のインフルエンザ様症状の有無、救急現場の汚染状況(嘔吐の有無等)を可能な範囲で聴取する。

(救急搬送の実施)

- 気管内挿管されている患者以外は、サージカルマスクを着用させる。
- 開放空間、および他の患者などがない空間を移動する際、フードなどの着いた車いすやストレッチャー(いわゆるアイソレータなど)の使用は必要ない(但し、他の患者と動線が重なり、使用したほうが望ましいと判断された場合には、この限りではない)。
- 自動車による搬送の場合、患者家族は搬送に使用する車両に同乗させない。
- 搬送する患者が、新型インフルエンザ患者(疑わしい例も含む)であることを搬送先の医療機関にあらかじめ告げ、必要な感染対策を患者到着の前にとれるようにする。
- 搬送する段階で、新型インフルエンザ感染を全く疑わずに搬送を終了し、のちに患者が新型インフルエンザであると判明した場合は、保健所等は連携し、「積極的疫学調査ガイドライン」に従った搬送従事者の健康観察を行われなければならない。

(消毒)

- 消毒前に、搬送後医療機関においてあるいは帰署後、十分に救急車を開け放し、換気をよくする。
- 搬送中は周囲の環境を汚染しないように配慮し、特に汚れやすい手袋に関しては汚染したらすぐに交換する。手袋交換の際は手指消毒を行なう。
- 患者搬送後の車両などの消毒については、目に見える汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を実施する。

(資器材等の廃棄)

- 使用した防護具の処理を適切に行なう。特に脱いだマスク、手袋、ガウン等は汚染面を内側にして、他へ触れないよう注意しながら対処し、感染性廃棄物として処理する(→今回の訓練では、密封して消防署に持ち帰ることとした)。

(搬送に使用する救急車)

- 患者収容部分はできるだけ独立した空間であることが望ましく、車両の場合では運転者や乗員の部位と仕切られていることが望まれる。仕切りがない場合には、ビニルなどの非透水性の資材を用い、一時的にカーテン状に囲い周囲への病原体の拡散を防ぐ(→今回の訓練では、ビニル等で仕切り、救急隊長と隊員は後部に乗車することとする)。
- 患者収容部の構造は搬送後の清掃・消毒を考え、出来るだけ単純で平坦な形状であることが望ましい。器材は極力置かず、器材が既に固定してある場合には、それらの汚染を防ぐため撥水性の不織布などで覆う。
- 救急搬送中は、窓を開放するなど、換気を良好にするように努める。

(アイソレータの使用)

- 同一車両内の他の者や搬送従事者が PPE を着用し、適切な感染防御対策をとっていれば、患者を隔離するアイソレータの使用は不要である。

(靴カバー・ゴム長靴の使用と消毒)

- 靴カバーの使用は、不要である。転倒リスクの他に、使用した靴カバーを外す際に、手指が汚染されるリスクが懸念される。靴カバーを使用しなければ靴を触る必要もないため、手指は汚染されない（これまでに通常のインフルエンザが靴から感染したという報告はこれまでない）。
- ゴム長靴の使用は不可ではないが、必ず用いなければならないというものではない。
- 靴の消毒は原則として不要であるが、患者由来体液や血液で汚染された箇所に踏み入り、靴が目に見えて汚染された場合は消毒を実施する。

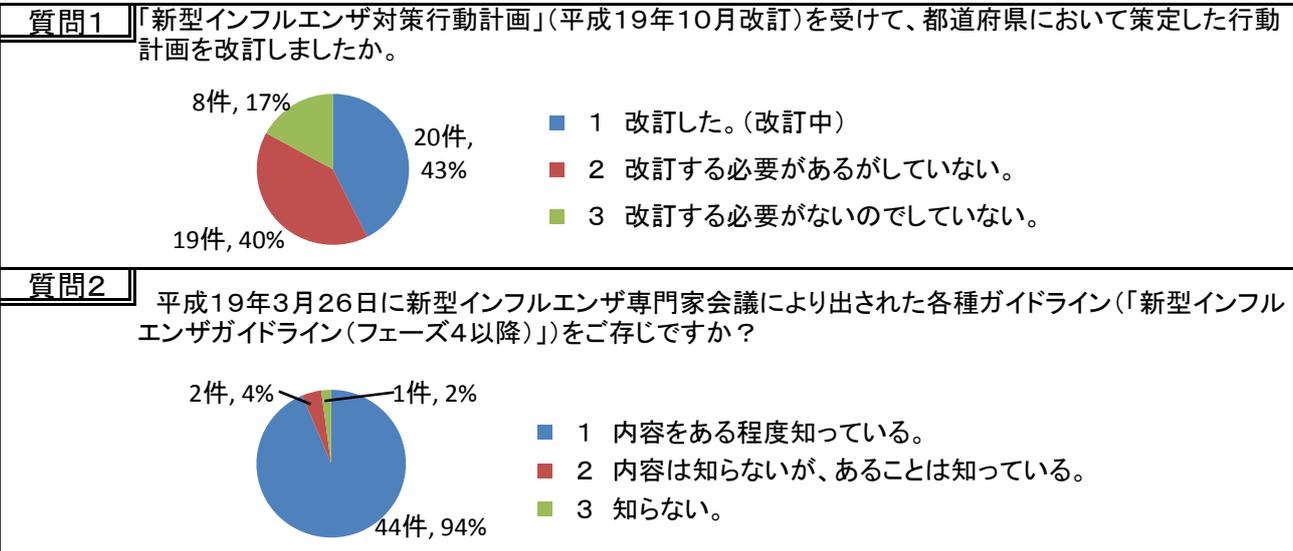
V. 今後の方向性

現在、消防庁においては、新型インフルエンザ発生時の消防機関における業務継続計画ガイドラインを策定し、消防機関における業務継続計画の作成を促すことが急務であると考えており、平成20年度、次のとおり、検討会を開催する予定である。同検討会においては、消防機関における業務継続計画ガイドラインに加え、救急搬送体制のあり方についても検討項目としており、今回の訓練の成果等も踏まえつつ、地方公共団体と密に連携した新型インフルエンザ対応体制の確立に向け、取組みを一層推進していくこととしている。

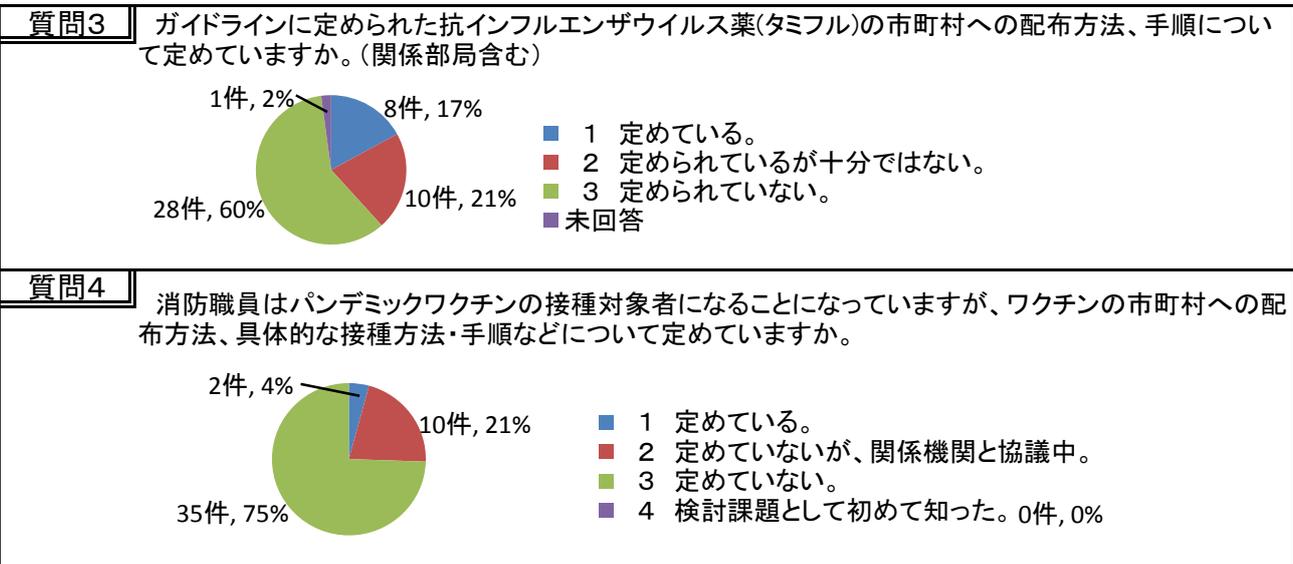
新型インフルエンザ対策に関する現況調査（47都道府県）

貴都道府県における、新型インフルエンザに関する認識及び新型インフルエンザ対策についての準備状況についてお訊きします。

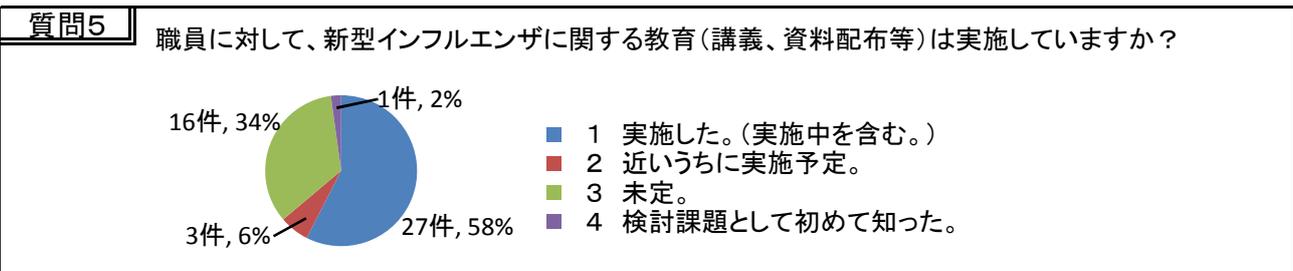
【行動計画・ガイドライン】

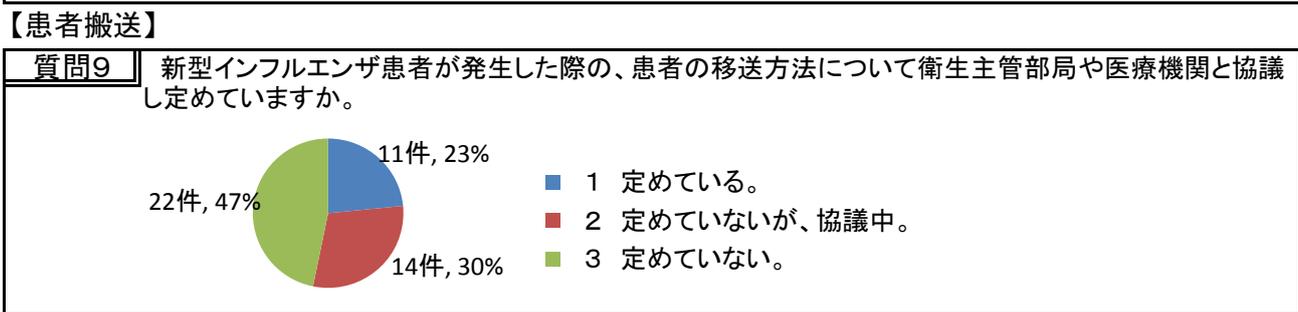
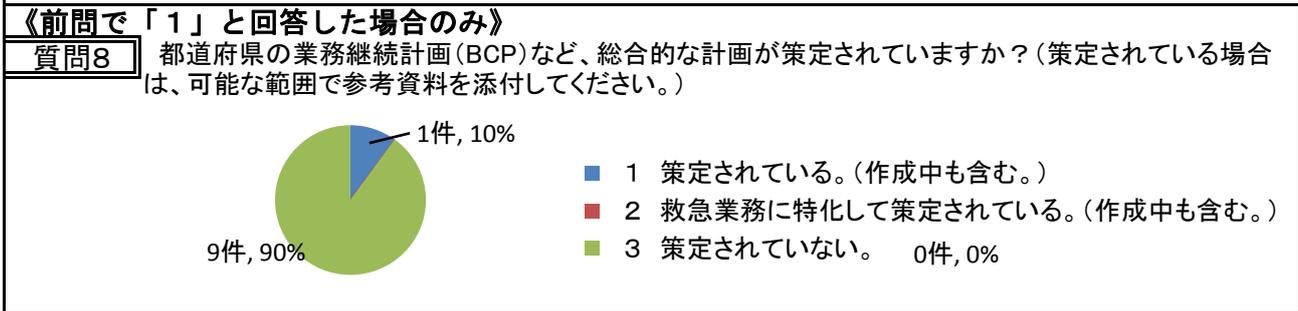
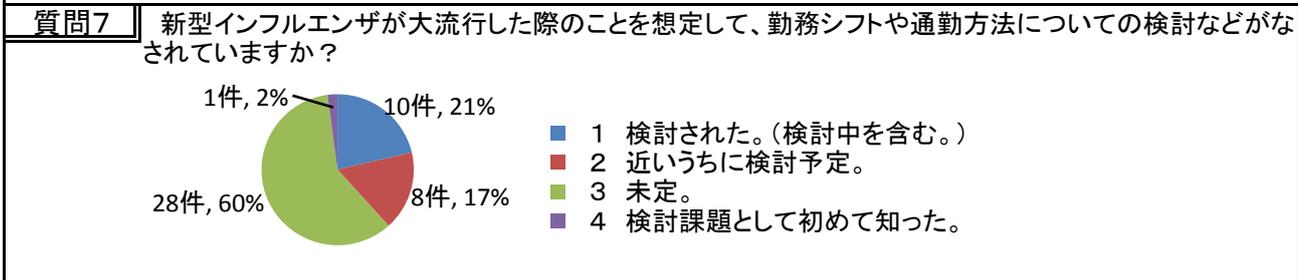
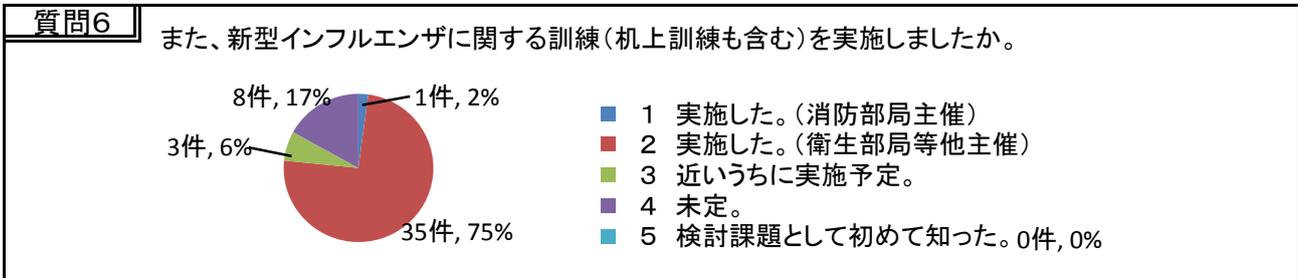


【タミフル・ワクチン】



【教育等】





《前問で「1」と回答した場合のみ》
質問10 新型インフルエンザの発生段階(フェーズ)ごとに、移送体制について具体的に定めている内容(関係機関の役割分担等)をご回答ください。

フェーズ4B	省略
フェーズ5B	省略
フェーズ6B	省略

以上

新型インフルエンザ対策に関する現況調査（807消防本部）

貴消防本部における、新型インフルエンザに関する認識及び新型インフルエンザ対策についての準備状況についてお訊きします。

【行動計画・ガイドライン】

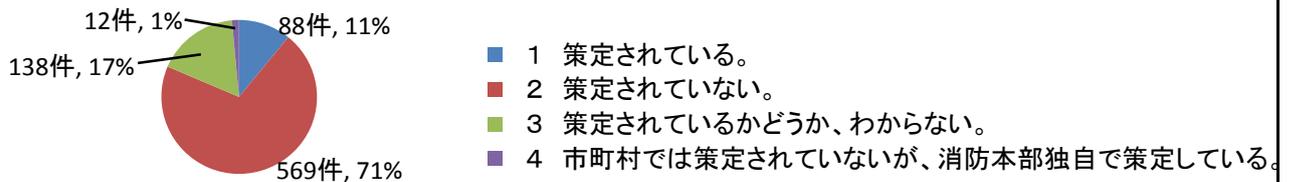
質問1 平成17年11月に厚生労働省、関係省庁連絡会議により策定された「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成19年10月改訂）をご存じですか？



質問2 上記行動計画に基づき、各都道府県において策定された行動計画をご存じですか？

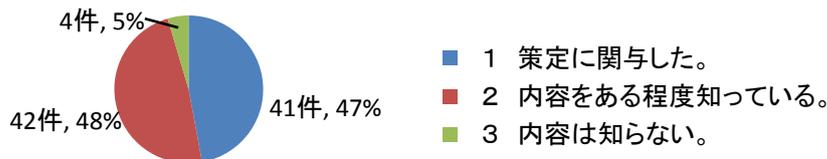


質問3 貴消防本部が所属する市町村において、独自の行動計画は策定されていますか？

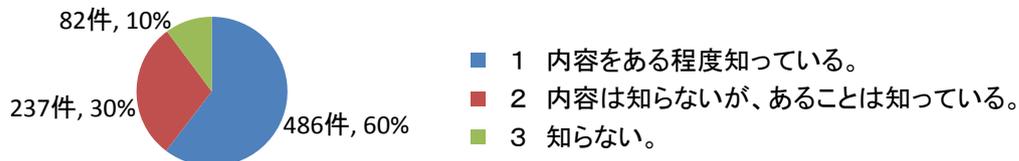


《前問で「1」と回答した場合のみ》

質問4 独自の行動計画については、どの程度ご存じですか？

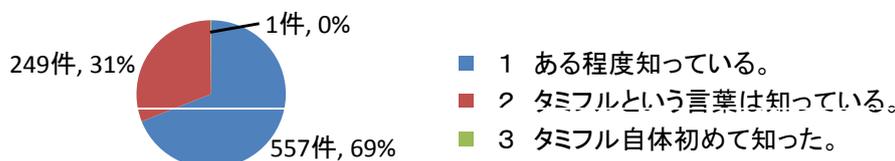


質問5 平成19年3月26日に新型インフルエンザ専門家会議により出された各種ガイドライン（「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ4）以降」）をご存じですか？

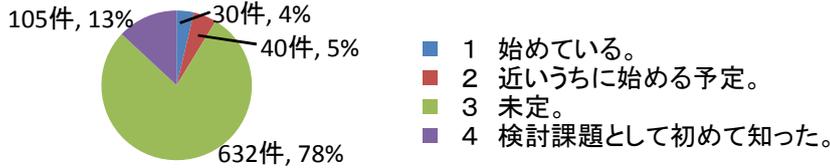


【タミフル・ワクチン】

質問6 ガイドラインに定められた抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)の使用方法について、理解していますか？

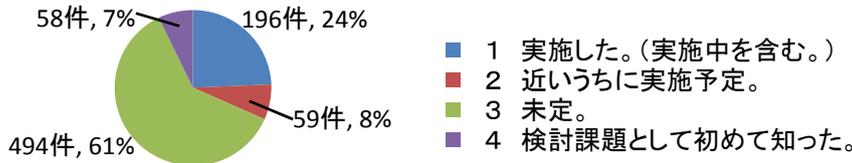


質問7 消防職員はパンデミックワクチンの投与対象者になることになっていますが、消防本部として具体的な接種方法・手順などについて、独自にあるいは関係機関と検討を始めていますか？



【教育等】

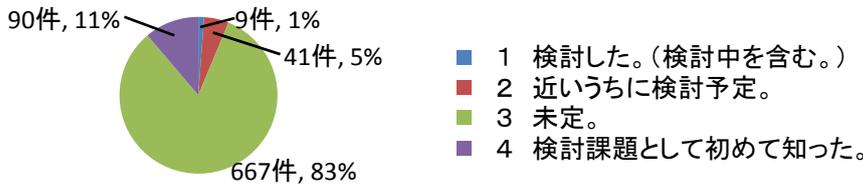
質問8 職員に対して、新型インフルエンザに関する教育(講義、資料配布等)を実施していますか。



質問9 また、新型インフルエンザに関する訓練(机上訓練も含む)は実施していますか。

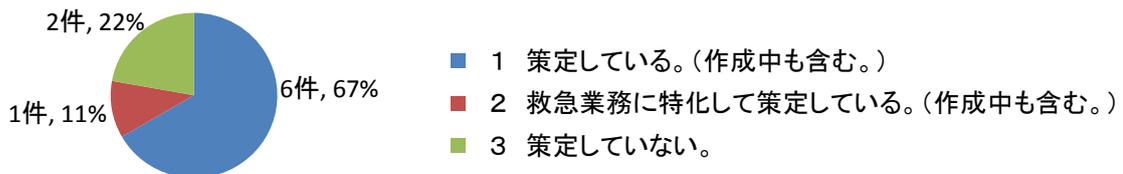


質問10 新型インフルエンザが大流行した際のことを想定して、勤務シフトや通勤方法についての検討をしていますか？



《前問で「1」と回答した場合のみ》

質問11 消防本部における業務継続計画(BCP)など、総合的な計画を策定していますか？(策定している場合は、可能な範囲で参考資料を添付してください。)

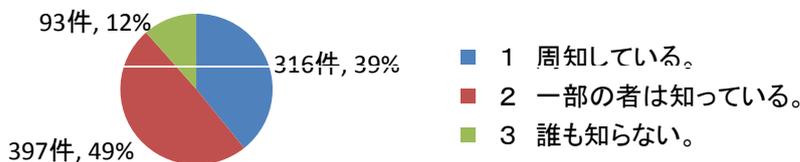


【患者搬送】

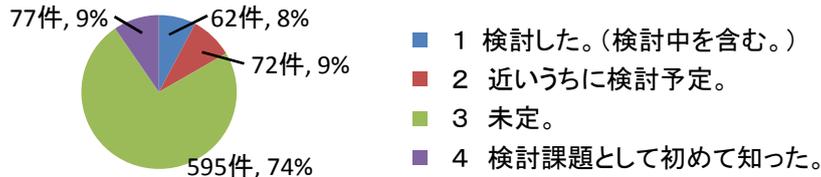
質問12 新型インフルエンザについて、消防機関により搬送すべき症例と、衛生部局により搬送すべき症例の法律上の区分を把握していますか？



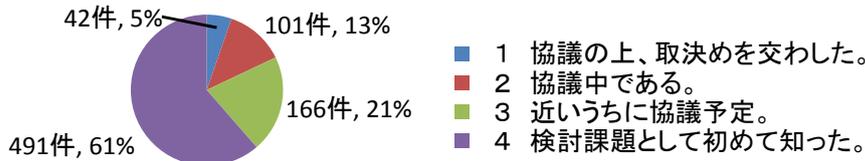
質問13 新型インフルエンザ患者搬送時の適切な感染防御措置や、事後の消毒方法について救急隊員に周知していますか？



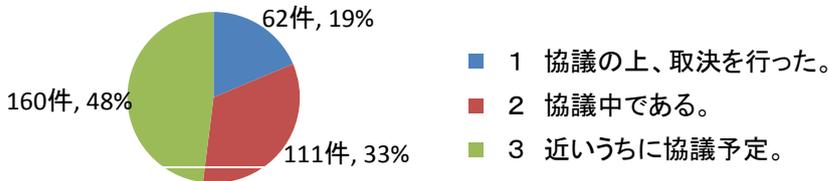
質問14 新型インフルエンザの流行を想定し、発熱者専用の救急隊の設置等、具体的な搬送体制について検討していますか？



質問15 「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」においては、都道府県による移送では対応しきれない状態が想定されることから、「都道府県が、事前に消防機関等関係機関と協議し、パンデミック発生時における患者の移送体制を確立」させることとされていますが、消防機関を含む関係機関間で何らかの協議を取り決めを交わしていますか。

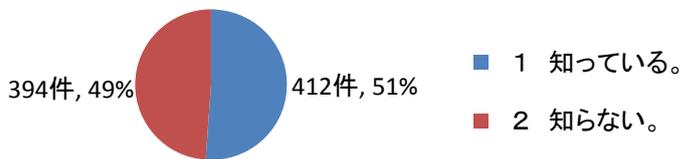


質問16 新型インフルエンザが流行した場合、患者搬送を行う機関(都道府県)、救急業務を行う消防機関及び医療機関にあっては、積極的な情報共有を行うことが不可欠ですが、情報共有を中心とした連携体制に関し消防機関を含む関係機関間で何らかの取決や協議が行われましたか？



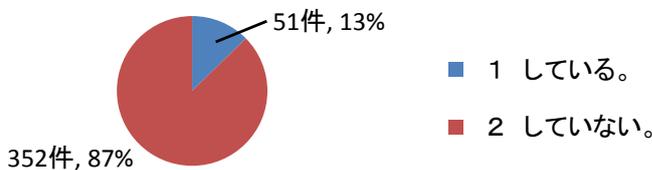
【予算措置】

質問17 平成20年度普通交付税の救急業務費の中に新型インフルエンザ対策に必要な経費(標準団体(人口10万人)当たり、4,954千円)を算入したところですが、その事実を知っていますか？

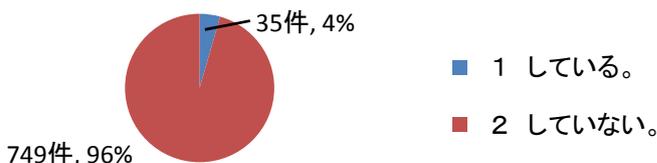


《前問で「1」と回答した場合のみ》

質問18 この算入によって、新たに新型インフルエンザ対策経費の予算要求をした、あるいは、しようとしていますか？また、その規模は？



質問19 この算入以外に、別途新型インフルエンザ対策経費を計上していますか？また、その規模は？



○ 全体図

新型インフルエンザ対策本部設置

水際対策：国外からの流入を阻止

入国者への**検疫強化** (検疫ガイドライン)

- 有症者・・・感染症指定医療機関に停留
- 無症状者・・・スクリーニング(質問票・サーモグラフィ)
→濃厚接触者・・・(通常の)医療機関に停留
- その他同乗者・・・健康監視(外出自粛、健康状況報告、マスク配布等)

医療対応

社会対応

症例の早期発見：一刻も早い対応のために

疑い症例**報告システム**の確立
(サーベイランスガイドライン)

発生初期の対応：状況把握と拡大防止

患者の**接触者調査**
(積極的疫学調査ガイドライン)

発症予防のための**タミフル予防投与**
& **薬剤以外**による感染防御策
(早期対応戦略)

医療としての対応：拡散前に抑え込む

「**発熱外来**」の設置と医療機関での**隔離**
(医療体制に関するガイドライン)

医療機関での**検査**
(医療機関における診断検査ガイドライン)

院内感染対策
(医療機関における感染対策ガイドライン)

(ワクチン接種に関するガイドライン)

(抗インフルエンザウイルス薬
に関するガイドライン)

社会での対応：拡散防止に努める

企業等での対応
(事業者・職場におけるガイドライン)

家庭等での対応
(個人及び一般家庭・コミュニティ
・市町村ガイドライン)

リスク・コミュニケーション
(情報提供・共有に関するガイドライン)

死亡した場合の対応

遺体の適切な取扱い
(埋火葬の円滑な実施
に関するガイドライン)

新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会設置

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(抜粋)

1. 医療体制に関するガイドライン(抜粋)

◆(「4. 医療資材の確保について」)

…**消防機関等は、PPE(个人防护具)や診断キットを備蓄**しておく。

(cf. 医療施設等における感染対策ガイドライン、「鳥(H5N1)・新型インフルエンザ(フェーズ3~5)対策における患者との接触に関するPPE(个人防护具)について(国立感染症研究所))

◆(「7. 患者搬送及び移送について」)

(1) 患者搬送に必要な準備について

○ 感染症法第19条に基づく入院勧告のなされていない患者については、緊急性があれば消防機関による搬送が行われることとなるが、この場合であっても、消防機関においては、「医療施設における感染対策ガイドライン 6 患者搬送における感染対策」を参考に、**感染予防のため必要なPPE等の準備**を行う。

(2) パンデミック発生時における患者搬送体制について

○ パンデミック発生時に入院勧告を行われた患者が増加すると、都道府県による移送では対応しきれない状態が想定されるため、**都道府県は、事前に消防機関等関係機関と協議し、パンデミック発生時における患者の移送体制を確立**させる。

○ 新型インフルエンザの症状を有する者の数が増加した場合、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、**患者搬送を行う機関(都道府県及び消防機関等)と医療機関にあつては、積極的に情報共有等の連携**を行う。

○ 新型インフルエンザ患者等による救急車の要請が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、**不要不急の救急要請の自粛**や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の普及啓発を行い、**救急車の適正利用を推進**する。

2. 医療施設等における感染対策ガイドライン

◆(「5. 患者搬送における感染対策」)(概要)

新型インフルエンザ患者(疑わしい例も含む)から搬送の要請があつた場合や、新型インフルエンザ患者を収容することが適切でない施設において新型インフルエンザ患者が発生した場合、あるいはそのような医療機関に患者が直接来院した場合などには、患者搬送が必要となる。…(中略)…搬送従事者は**標準予防策、接触感染・飛沫感染・空気感染を予防する策のすべてを実施し、搬送距離・時間をできるだけ短くすることが基本**である。

(1) 患者 ……サージカルマスクの着用等

(2) 搬送従事者…N95マスク・眼の防護具(フェイスシールドまたはゴーグル)・手袋・ガウンの着用(1回の搬送ごとに交換)、手指消毒、防護具の処理(感染性廃棄物として処理)

(3) 搬送に使用する車両など…運転者と乗員の部位と患者収容部分の隔離や病原体拡散の防止、清拭・消毒

(4) その他…患者家族の同乗禁止、搬送従事者の健康観察、感染性廃棄物の処理に関して関係機関と検討

3. 新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン

	プレパンデミックワクチン	パンデミックワクチン
接種準備開始時期	フェーズ4A宣言直後	フェーズ4以降、製造終了次第
対象者	医療従事者(救急隊員含む) 社会機能維持者等(※1)	全国民 (ただし、製造量に一定の限界がある場合は新型インフルエンザウイルスが成人に重傷者が多い場合か高齢者に多い場合か等により対象者を決定)
供給及び接種体制	各省庁・都道府県からの実施計画を受け、厚生労働省は接種対象者と順位を決定(フェーズ4A宣言後、正式に決定)。	厚生労働省はパンデミックワクチン製造中に新型インフルエンザウイルスの性質に基づき、接種対象者と順位を決定
接種方法	集団接種	
接種場所	保健所や保健センターなど(ただし、医療従事者は自らの医療機関にて接種可。社会機能維持者については、事業所内に診察が可能な施設を有する場合は当該事業所内での接種可)	

※1 社会機能維持者とは、①治安を維持する者(消防隊員含む)、②ライフラインを維持する者、③国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、④国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者、⑤ライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者

4. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

予防投与

- 早期対応戦略時及び、患者に濃厚接触した医療従事者等でワクチン未接種の者が十分な防御なく、暴露した場合に投与

投与方法

通常インフルエンザ治療

- 発症後48時間以降や、健常成人で新型インフルエンザの感染が考えにくいなどの場合は、投薬を控える

感染拡大時

- 発症後48時間以内の服用開始を原則とし、重症入院患者を優先

- 実際に流行するウイルスの性質によって、外来患者に対する投与の優先順位を検討
(①医療従事者(救急隊員含む)及び社会機能維持者(消防隊員含む)の外来患者、
②医学的ハイリスク群の外来患者、③小児、高齢者の外来患者、④成人の外来患者)

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(抜粋)

5. 事業者・職場におけるガイドライン(抜粋)

1. 新型インフルエンザとは (略)

2. 新型インフルエンザ発生前の準備

(1)、(2) (略)

(3) 新型インフルエンザ流行時の業務運営体制の検討

→ 従業員等が欠勤した場合に備えた業務運営体制について、検討を行い、必要に応じて対策を講じるべき。

(4) 従業員等への感染の予防のための事業者・職場の事前の措置

- 手洗いの励行
- 従業員等の感染予防策や健康状態の自己把握のための、健康教育の実施
- 従業員等の海外渡航情報を把握する仕組みを構築(外務省の渡航情報発出以降)
- 可能であれば、①在宅勤務、②重要でない会議、会合、研修等の中止又は延期、③電話会議やビデオ会議への変更、④ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用を可能な限り回避するなどの、感染拡大防止のための業務形態を採用

(5) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

→ マスク・手袋・石鹸及び手指消毒用アルコール

(6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

→ 検討・確認を行い、必要に応じて計画の策定を行うことが望まれる事項は次のとおり。

- 危機管理体制の確認
- 業務の継続に必要な機能、業務、設備及びその他リソースの検討
 - ・業務の継続のために必要な部署の特定及びこれらの部署に対する感染予防策の検討(従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)
 - ・業務の継続のために必要な業務及び交代・補助要員の確保の検討と当該従業員等の勤務態勢の検討(満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少、そのための食料、毛布等の備蓄等)
 - ・業務の継続に必要な機能における代替意思決定システムの検討
 - ・業務の継続のための代替設備の運転等の検討
- マスク等必要な物資の備蓄
- 職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認
- 上記及びその他業務継続のための対策の検討とこれに基づく従業員の訓練、必要に応じた対策の見直し

3. 国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応

(1) 情報収集及び周知 (略)

(2) 職場内での感染拡大予防のための措置

- 新型インフルエンザに関する正確な情報伝達
- 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起
- 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないよう要請
- 自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい

新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(抜粋)

5. 事業者・職場におけるガイドライン(抜粋)つづき

(「3. 国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応」つづき)

(4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等の情報収集
- 患者発生国・地域への渡航をできるだけ回避
- 発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行
- 「咳(せき)エチケット」の実行
- 従業員等に健康状態への留意を呼びかけ
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出自粛
- 不要不急の外出自粛

4. 国内で新型インフルエンザの感染がさらに拡大した時の対応

(1) 情報収集及び周知(略)

(2) 業務運営体制の検討

- 必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討
- 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請に対し協力するよう努める
- 保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める

(3) 事業所内での感染拡大予防のための措置

- 新型インフルエンザ発生前後から実施している措置を強化
- 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討
- 可能であれば、①在宅勤務、②重要でない会議、会合、研修等の中止又は延期、③電話会議やビデオ会議への変更、④ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用を可能な限り回避するなどの、感染拡大防止のための業務形態を採用

(4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等の情報収集
- 患者発生国・地域への渡航の回避
- マスク、うがい、手洗いを励行
- 「咳(せき)エチケット」の実行
- 従業員等に健康状態への留意を呼びかけ
- 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出自粛
- 不要不急の外出自粛

(5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

- 適切な情報収集と危機管理体制の発動
- 業務の維持に向けた業務、設備及びその他リソースの確保
 - ・ 業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施(従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等)
 - ・ 業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施(満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等)
 - ・ 必要に応じた感染拡大時の代替意志決定システムの発動、代替設備の運転等
- 疑い例が確認された際の適切な対応
- 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

6. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン(抜粋)

1. 新型インフルエンザ発生時の情報提供・共有の基本的考え方(略)
2. フェーズ1～3における対応(略)
3. フェーズ4以降

(1) 国における対応

1) 情報収集体制の整備

- ① 国外発生情報の収集(略)
- ② 国内発生情報の収集

ア 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

→ 厚生労働省及び国立感染症研究所が中心となって実施

イ 収集情報内容

→ ウの収集源より、発生に関する随時の情報収集を行う。

ウ 国内発生情報の収集源

→ 国内での発生情報については、次の情報源から収集する。

〔 感染症法に基づく届出、検疫所からの報告情報、都道府県等自治体からの連絡、
国立感染症研究所からの連絡 〕

2) 厚生労働省における情報提供体制(略)

3) 提供情報の内容

【国外発生情報】(略)

【国内発生情報】

新型インフルエンザの国内発生状況については、次の内容を含むものとする。

〔 発生状況、確定または疑似の状況、健康被害の状況、対応、予防方法、行政対応、問合せ先その他 〕

また、発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。

4) 情報提供上の留意点(略)

5) 連絡窓口の設置

○ 厚生労働省に対関係省庁と対自治体との連絡窓口を設置し、関係機関に周知を図る。

○ 国民からの相談窓口は厚生労働本省・国立感染症研究所には設置せず、自治体に設置を依頼し、国民にはその旨周知を行う。(一部略)

6) 診療・治療ガイドライン、Q&A(略)

(2) 自治体における対応(都道府県等における対応)

1) 情報収集体制の整備

- ① 情報収集の組織体制・人員配置(略)
- ② 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

〔 発生地域、発生日時・発表日時、病原体の特定状況(確定例or疑似例)、健康被害の状況(感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり)、健康被害の内容(症状の内容・重症度)、現地での対応状況(初動体制、具体的対応内容)、住民の反応状況、発信情報のソース・信頼度、予防方法、治療方法、対処方法等に関する情報 〕

③ 発生情報の収集

→ 感染症法に基づく届出、関係機関からの連絡

6. 情報提供・共有に関するガイドライン(抜粋)つき

(「3. フェーズ4以降(2)自治体における対応(都道府県等における対応)つき)

2) 情報提供体制

<国内非発生時> (略)

<国内発生時>

- フェーズ3までの定期的発表体制を強化し、毎日複数回定時に定例記者発表を実施し、必要に応じて随時発表を行う。
- 随時ホームページの改編により最新の発生状況等を公表する。

3) 提供情報の内容

<国内非発生時> (略)

<国内発生時>

新型インフルエンザの国内発生状況については、次の内容を含むものとする。

発生状況、確定または疑似の状況、健康被害の状況、対応、予防方法、行政対応、問合せ先その他

また、発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。

4) 情報提供上の留意点 (略)

5) 相談窓口の設置

- 住民向け相談窓口を設置し住民への周知を図る。相談件数が多数になる場合に備え、**コールセンターの設置を検討する。**
- 都道府県医師会との連携のもと医療機関の相談に対応する。
- **コールセンターの設置に当たっては、発熱を有する患者からの相談に対応する発熱相談センターとの役割分担と連携体制を確認する。**

6) 市町村における対応

- **市町村においても、国及び都道府県等が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。**

(3) 国と自治体の連携

1) 発表内容の調整手順

- 原則として基本情報は同様のものを使用。国又は自治体から独自に情報提供すべき内容は事前に相互に情報交換を行っておく。

2) 調整の体制

- 国及び自治体それぞれ調整担当窓口を特定し、相互に周知を図っておく。

3) 連携上の留意点

- 発表にあたっての基本情報については共有を図っておく。

